

平成10年第1回沼田町議会定例会会議録（2日目）

平成10年 3月 6日（金）午前10時02分開会

1 出席議員

議 長	4番 吉 尾 政 春 議員	1番 谷 口 清 治 議員
	2番 橋 場 守 議員	3番 大 沼 恒 雄 議員
	5番 吉 田 俊 一 議員	6番 吉 田 好 宏 議員
	7番 森 井 章 夫 議員	8番 横 山 峯 生 議員
	9番 野 道 夫 議員	10番 久 保 寛 議員
	11番 山 木 一 男 議員	12番 杉 本 邦 雄 議員
	13番 室 田 俊 朗 議員	14番 中 村 進 議員
	15番 山 田 英 次 議員	16番 伊 藤 初 議員

2 欠席議員

な し

3 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	篠 田 久 雄 君	農業委員会	小 西 義 光 君
教育委員会	山 本 秀 雄 君	委 員 長	
委 員 長			

4 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	西 田 篤 正 君	収 入 役	篠 田 繁 彦 君
総務課長	市 橋 忠 晴 君	財政課長	平 木 昭 良 君
産業課長	矢 野 潔 君	水道課長	清 水 勝 之 君
民生課長	半 田 昭 雄 君	振興室長	中 村 幸 雄 君
建設課長	藤 間 武 君	和風園園長	三 上 洋 一 君
旭寿園園長	松 田 剛 君	桜井センター 佐藤センター サービスセンター	佐 藤 幸 一 君

5 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教 育 長	久 本 博 美 君	次 長	野 原 耕 次 君
-------	-----------	-----	-----------

6 農業委員会々長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石 脇 敏 彦 君 書 記 富士原 智 君

午前10時02分 開会
(岩寺監査委員 欠席)

(開 議 宣 言)

○議長（吉尾政春議長） おはようございます。只今定足数に達しておりますので、これより2日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉尾政春議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番橋場議員、16番伊藤議員を指名致します。

○議長（吉尾政春議長） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行ないます。

7番森井議員、農業問題について一括質問してください。

○7番（森井議員） 7番、森井です。農業問題について2、3質問させていただきます。稲作経営安定支援対策について、昨年の米消費の減少や豊作続きにより平成9年度産米の急激な米価の下落は農業経営者ばかりでなく、地域経済にも悪影響が及ぶものと心配されましたが、昨年の緊急支援対策により農業ばかりでなく商業においても商品券という形で支援して頂きまして集客の波及効果もあり感謝、お礼を申し上げます。しかし平成10年度においても農業経営者自ら転作の強化、とも補償等対策を考えているようですが、昨年よりも米価格が更に安くなるような話も伺っております。当初13,000円といわれた米価が米穀低温貯留乾燥調製施設の利用で品質は上がり、雪中米というブランドの知名度も高まり、価格も多少上昇し、昨日の答弁のなかで14,560円とのことですが、現在の沼田産米の売却状況がどうなっているのか、お伺いします。

それと米価が市場原理に基づいて動いておりますので、今年も不足の事態が起きうる可能性も重大にあると思いますので、今後その沼田町としての支援対策としてはどのようにお考えになっているのか、町長のまずお聞きしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） ロの質問も。

○7番（森井議員） それと利雪型の大規模貯蔵施設の誘致についてお伺い致します。この問題は最近特に新聞紙上でかなり大きく取り扱われ、その中でも苫東や美瑛市と名乗りをあげておりますが、北海道の寒さや雪を利用した施設が次々建設されております。本町にこの施設の誘致が成功すればかなりの経済効果や人口の増加が期待され、働く場所も確保されることと思います。しかしながら競争も激しく、

新聞によりますと美唄市では同じような構想を打ち上げ、美唄市資源エネルギー研究会や国際クラブなるものを旗揚げし、そのメンバーの中には本町施設建設に大きく係わった室蘭工大助教授の名もあり、また建設に加わった技術者も参加しているとあります。本町施設の技術やデータがかなり流出しているのではないかと思います、町長はこの事をどう思われているのか、またこの誘致実現のためのプロジェクトチームや町をあげての誘致運動、関係自治体の連絡協議会の設立等、早急にする必要があると思われるがどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 米の価格については昨日申し上げたとおりであります、ただ私の舌足らずもありましてこの2分の1はとも補償の場合、農家自らも出す分もあると、しかし翌年また入ってくるわけですから1年遅れで今9年産米は昨日申し上げた価格になると、そのように思っております。特に沼田の場合は全量1等米ですから他の地域より、町村よりその分だけ高く入っていると300円ですけど、いうことになろうと思っておりますし、それで今年も不足の自体になればということでもありますけども、私は今年も同じようなことにはならないだろう、あつてはならない、特にこの非常に食糧庁は政府米を早く売却しようと思つて昨年の場合、この回転備蓄といひながら、回転備蓄というのは1年間持つわけが、持たないで4月に政府米を安売りしたことが非常にこの米の値段が急激に下がったという原因でありますから、今年はそういうことのないということをきっちり国との話を全農と食糧庁の間でも話し合っておりますし、私どももこれは昨年の下げたのは国のやはりこの食糧政策の間違ひだということ色々申し上げてありますし、その辺はこの食糧庁の方もあれほどの影響があると思つてなかつたということでもありますから、今年はああいうことはないだろうということは今ひとつは9年産米の50万トンは棚上げということと、更にまた今私どもの方に伝わっているのは6年産米がまだあるんです。これも6年産米の時の米、それからまたこの6年産米に入ったその外米、これも28万トンぐらいあるんですけどもこれも棚上げと、何れ食糧として使い物にならないんじゃないかと思ひますけども、そういうふうにしていき、更にまたこれが、これはまだ私どもの期待であります、そうなるようにということで北朝鮮の支援、インドネシアの支援、アフリカの13万トンの支援、そういったことをやっていけば113万トンぐらいは海外へ出ると、ですから要するにこの輸入されたもの、ミニマム・アクセスで入ったものはやはりまた支援に出すということを強く求めているわけではありますが、そういうことがこの実際に今取り組んでもらえるとすれば昨年のような下落はないだろうと、しかし15,000円というのは無理かもしれないけども、いうふうに今私どもは要求をし続けているところでもありますし、これはもう特にこの全農がそういった方向でしっかり取り組んで今進行中であると、そんなふうと思っております。

それからこの利雪型の備蓄構想につきましては、新聞に出たこと、これが全てではないと、こういう

ふうは何事でも新聞が正しいものであるということでないというふう認識して頂きたいと思っております、確かにそれは苦東も出てましたけども、これは平成6年頃調査をした、しかしそれは経済効果を調査していないわけで、また雪というものについてのこの経済効果をもちろんしてない、その調査があったことを、ものだから沼田の雪と苦東と結び付けて記事になっちゃった、そういうことが結局苦小牧市にしてみたら誘致をしようということになるかしらんし、道としてもそうなるかもしれないけどもそういうことであつたということと、美唄市の場合はやはりうちの町で成功した、あそこに団地が、工業団地がたくさんあって売れないからそこに誘致すれば工業団地も売れる、一石二鳥とこういう考え方なんですけれども、既に沼田は走ったがこの広域連携というのは大事にしなければいけません、如何にこの北空知圏と留萌圏は今一緒になってこれを協力してくれるという体制にはなっているわけでありますから、そんなことでこの、その体制をしっかり組みながら色々提言を申し上げているというところであります。

○議長（吉尾政春議長） 7番。

○7番（森井議員） 一再 はい。昨年の米価の問題は分かりました。それと本年度、昨年みたいな米価も価格にはならないだろうということですが、販売状況が現在あまりまだ詳しく分かってないようですので、これは後程あとで聞くと致しまして、ただ米穀低温貯留乾燥施設の有効利用なんですけれども、現在いくらかやはり町民の方々にその予約販売でいくらか放出しているようですが、なかなかこれが手に入らない状況は今年も続くのではないかと思います。かなりそのやっぱり食べてみたいという人が多いように伺っております。それとよく新聞、2、3日前に新聞でも出ていたのですが、今はきらら397、ほしのゆめが主流かと思えますけどもゆきひかりなどは低アレルギーで、アレルギー体質の方が食べたらかなり良くなるというようなことを聞いて、その上川農試ですか、その当たりでもかなりその研究だとか分析等をしているみたいですが、そういったものをやはりPRするというような、沼田町にもホームページを開いてかなり宣伝しているそうですが、なかなかそのパソコンをいじる人がいなくて何かこの間ラジオで聞いたところ、地方自治体のホームページの中では新冠町が第一位で沼田町は残念ながら後ろから三番目だったという話もラジオでいわれておりました。やはりそういうマスメディアをかなり有効に利用して、一週間日替わりでその沼田町の米だとか産物だとか、なかにはその飲食店のここが美味しいですよとか、いろんなアイディアをそういうホームページに載せて発進するような方法をとって、やっぱり10kgでも20kgでも予約して、その皆さんが買えるようなスタイルにしていくのがやはりこれから大事ではないか、これが町が農協さん、販売は農協さんですから農協さんが動かなかつたらどうにもならないと思うんですが、せめてそういうその情報の発信はこれ沼田町がやってもいいんじゃないかと思いますけども、この辺はどう考えているかお伺い致します。

それと大規模貯蔵施設については、何か聞くとおるところによりますとその近隣の商工会でもかなりこの誘致について後押しをするような話も最近伺っているんですけども、やはり沼田町としての新しい何か職員も入れてこの問題について何かやるような話も伺ってますけども、それはないんですか。それでそのもうちょっと強力に、おもてに旗揚げしてですか、誘致運動を広げていってはどうかと思うんですけども、その辺についてお聞かせ願いたい。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 現在農家では80台ぐらいのパソコンが入っているというふうに聞いておりますし、町のなかにもあるわけでありまして、このうちの町だけでなく全国的にかなりそういうふうな今それぞれパソコンを入れるようになりまして、今ホームページ、確かに沼田の場合の活用の仕方が足りないといわれるところでありますけども、今年はそういう計画を立てているつもりであります。これも農水省の補助事業の対象で今年取り組む予定であります、ソフト事業の中で取り組む予定でありますから、その中でまた色々なものを検討していきたいと思っております。

それから備蓄の関係では、これはご支援して頂けることはありがたいことでどうこれを、ただそのひとつには今年の事業で全国利雪サミットといいますか、これが大きなひとつのインパクトになるだろうと、といっても今利雪というのはようやく国が少し取り組もうかということになってきたわけでありまして、まず国のほうの意識を変えてもらうということから出発しなきゃならないので、そのために今開発局と非常に既にもう調査を検討しようという、新年度の予算をみておりますから、これも初めての取り組みでありますから、その辺動いているわけです。ただ沼田の町民が大会を開いてもそれが御つながらないわけですから、十分また皆さんのバックアップを頂くときは頂きますけども、今はどうこれに国が取り組んでくれるか、その方向に向かっていろんな行事を考えていかなきゃいけません、そう思っておりますので皆さんの今の力強いご支援については感謝申し上げたいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） ちょっと休憩します。

10時17分

○議長（吉尾政春議長） 再開を致します。

10時18分

（久本教育長 不在）

○議長（吉尾政春議長） 同じく7番森井議員の陶芸館の問題について。

○7番（森井議員） 陶芸館の施設運営についてお尋ね致します。この問題については昨年の議会でもかなり論議したところでありますが、施設運営については昨日の全員協議会の中でも説明もあり、設置

条例も本定例会に提出されて質問を控えさせていただきますが、執行方針の中でこの陶芸館は観光資源として有効に利用投資しかないものですが、新しい文化、芸術家を育てていくためにはどのような支援を町民に対して行なっていくのか、お聞き致します。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 執行方針で申し上げておりますように、ほたる館を中心とするひとつの核としてのその観光資源というのは言うまでもないと思いますが、もう一方でその文化面についてはこれは教育委員会で今既にそういう陶芸の同好会もあろうかと思っておりますけども、それぞれ教育委員会でグループでそういうものに取り組みば支援する制度というのがあるように聞いておりますので、そういうものを活用しながら地域の住民の負担を軽減して一人でも多くの方がその陶芸に親しめる、そういうようなものに持っていきたいと、そういうふうな考え方であります。

○議長（吉尾政春議長） 同じく3番目の公共施設環境問題について。

○7番（森井議員） 公共施設環境問題についてお尋ね致します。この事は私ごとで非常に恥ずかしい話なんですけども、1月の末に屋根の雪下ろしをして足を骨折してしまいました。たまたま2月の初めに役場庁舎に来てちょっとお腹の調子が悪くて私ちょっとトイレを探したんですけども、非常にビックリしたところは身障者トイレどころか洋式のトイレもないという、非常にビックリしたんですけど、こういう状況が公共、既存の公共施設ですか、古い公共施設が準並みにそういうような状態になっているように伺っております。やはりこの問題については身障者にやさしい福祉ということを町長いつもうたっておりますけれども、これはその福祉という以前の問題かと私は思います。それでちょっと調べて、総務課にちょっと調べて、トイレの状況を調べてそれはいいと思いますけども、ほたる館だとかさわやかトイレについては身障者用のトイレはございます。しかしながら町民会館には洋式のトイレはあっても身障者用のトイレはございません。公民館は当然建物が古いので何年か、2年位前ですか、直したと伺ってますけどもそれも洋式のトイレが1個だけだから、男女どちらかに1つ付いているのかという気が致します。それでやはり役場庁舎というのはいろんな方がみえられるだろうし、その中でせめて身障者までなくても、せめて1階に手すりのついた洋式のものを用意するとか、そういったことがこれは必要でないかと思います。何か職員に聞きますと「いや、声を掛けてくれればそこまで連れていきます」みたいなことは言っていましたけれども、なかまかそのやっぱり恥ずかしい部分もございますし、中に入ってしまうと自分一人で全部やらなきゃいけないと、そういったなかでやはりせめて洋式のトイレの改造というんですか、それと手すりのあれをこれ早急にすべきではないかと思いますが、町長はその辺どう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） もと、この庁舎を建てた頃はあまりそういう考えがなかったのでありますけれども、ですから洋式もないことは事実であります、やっぱりそういうこのお年寄りも増えているわけでありまして十分そういうことを考えていかんきやいかん、特に今年建築、東側に致しますけれども、身障者用になってみると車椅子をそっくり入るスペースが必要になるんですが、そこまで出来るかどうか別として今の手すり付いた洋式というのはこれはもう入れていかなきゃいかんと、そう思っておりますので、議員の期待に沿うような方向で取り組んでいこうと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 7番。

○7番（森井議員） 一再― それと先程言い忘れたんですけども、既存公共施設のそういった部分の再点検をしてみる必要はあるといったのは、あと庁舎の玄関、これ最初は自動ドアですよ、次が手開きのドアですか、最初はその非常にやさしいんですけども、その次がなかなかそう簡単に開かないというような状況もございます。ですから、全部が全部直せというとこれまた非常にお金も掛かることで古い建物に部分部分直していくのも大変だと思いますけど、せめてそういった部分だけでも見直していく必要があるのではないかと思いますけども、その辺もよろしくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 次4番、高校間口問題について。

○7番（森井議員） 沼田高校間口問題についてお伺い致します。最近の少子化により学校の状況の変化は著しいものがあります。小学校や中学校の生徒数を見ても分かるように、将来2間口を維持することは非常に難しいのではないかと思います。前にも話があったと思いますが最近の高齢化の増加により、高齢者の増加により専門的に介護する人材が非常に少ないように聞いております。しかし福祉における専門知識を教える学校もまだ少なく、この辺では栗山町にあると同っておりますが、本町においても研修する施設や病院等もあり、このまま普通科だけで沼田高校の存続をすることが憂慮されております。また介護保険の導入も間近で人材育成は急務と考えられますが、そこで福祉学科の学科変更ですか、そういったものを再度考えてみてはどうかと思いますが、その辺についてお伺い致します。

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） 私のほうから答弁をさせて頂きたいと思いますが、実はこの問題執行方針の中でもお話ししたとおり、現在北空知圏の協議会から付託を受けまして今教育部会で検討しております、実はまだ協議会のほうには報告はしておりませんが原案としては北空知の今ある6校どうしよう、間口をどうしよう、この事につきまして今教育部会で答申を出来るまでの資料が整っております。それで執行方針の中では来年度の早い時期というふうに申し上げましたが、現在北空知圏の振興協議会の総会が25、26日頃開かれるというようなお話を聞いておりまして、その時点で私ども原案が出来上がっておりますので首長会のほうにその事をご報告致したいというふうに考えてございま

して、それから協議会が私どもの意見の報告を受けましてからどう検討～されました中でいろんな形が出て参るかと思うんですけども、その中にも実は沼田高校だけのことを考える、答申前の話で申し訳ございませんけども私どもとしては普通科高校で残したいという考え方、それも2間口を維持をしてというものの考え方であります。ただ、ご意見ありました福祉学科等につきましては、その考えの中で総合学科を置いた方がいんじゃないかというような思案もしてございますので、その中で北空知の大きな中では今議員おっしゃったことも検討をしなきゃならんだろうというふうに考えておりますし、今報告書のなかでは福祉学科までは及んでない中身になっておりますけども、今後検討される中身ですのでご意見を承って今後の検討される中、首長会で色々と検討、私どもも何かでお役に立たなきゃならんというふうに考えておりますので、そういうなかで検討の材料にさせて頂ければというようなことで、今回ご意見として承りますけど決定がまだそんなことで出来ませんものですから報告前のお話で申し訳ありませんけども、一応私どもの動きの中でお話をして答弁させて頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 7番。

○7番（森井議員） 一再— 本当に最近生徒数をみてもわかるように、中学校以下の生徒は30何名から40名ちょっと位でずっと推移しているかと思います。これ沼田だけでなく北空知全部がそういう傾向ではないかと思います。そこでどうしても西高あり、深川商業あり、色々こう考えてみますと例え深川西高一校を1間口減らして云々といってもやはりある程度そちらのほうに集まってしますのでないかと思われます。そこでやはりどうしても普通科だけ2間口で沼田高校を維持していくということは、どうみてもこれ先行き非常に無理があるのではないかと、これは実感として本来そうならないのが一番いいんでしょうけども、なかなかそういう状況にはならないのではないかと、やはりそして人口の問題についてでも例えば沼田高校卒業してしまうと、今年も残るのが2名だとか3名ですか、地元に残るのが、というのを伺っているんですけども、やはり幅広く特殊なその学科をもし持ってこれれば、ある程度沼田のその高校生が卒業してもまた新たに入ってくるというような感じで、人口の増減も多少は少なくなるのではないかと思われます。やはりそのましては高齢化社会、これからどんどん、どんどん進んでいくなか、そういった人材の育成が本当に急がれているのではないかと思います。前回どうして駄目になったのかはちょっと伺っておりませんが、やはりそういった福祉学科の学科変更というんですか、そういったものを真剣にこれから取り組んでいく必要があると思います。そんな事で何かまだ沼田だけの考えではそうはいかないということですけども、沼田の考え方をまとめてそういった上部とか、道教育委とかそういうところに訴えていくのもひとつの手段ではないかと思いますが、その辺どうなのか再度お伺い致します。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 特にこれから福祉もそうですけども、教育もこの1町だけでなく、この圏域の中で連携してやっていかなきゃいかん、寧ろ今の案の中ではまだ我々の中で議論をしておりませんけども、ある程度聞かせてもらった中で学校が閉鎖する、廃校になる学校もあるわけです。それ等も含めてどこに、例えばこういった福祉学科必要であるか、あるかないかも議論しながら、確かにこのマンパワーというのが現在たりないんですけども、それはじゃここに誘致すればそれでやっていけるかどうかということも十分議論しながら、こういう圏域の中で考えていかなきゃいかんだらうと、今全体の子供たちが足りなくなってきたら、少なくなっているんだけど、うちの町だけの議論していたのでは通用しないということで、今2間口としては実際の人数はいないけども沼田を残そうという恰好になっているわけですから、そこでこれ等の話も全体の中でやっぱり話し合っていくことだろうと、そのように思っております。何れにしてもこの26日に広域圏の会議があるわけですから、皆さんと話をしたいと、こう思っています。

○議長（吉尾政春議長） 次3番大沼議員、生涯学習センターについてを質問してください。

○3番（大沼議員） おはようございます。3番、大沼です。生涯学習センターについてを質問させていただきます。生涯学習センターについては検討委員さんなどで色々検討された結果だと思うんですが、生涯学習センター1階部分に多目的ホールとして固定式の260席を設置するように設計されています。これをフリースペースとして活用できるように電動式にしては如何でしょうか。それから固定式にするしたらこだわる意図はなんでしょう。固定式にして年間の稼働率、使用頻度を多目的ホールとしてどの程度予定しているのか、この3点お尋ね致します。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） この件につきまして執行方針でも町長から申し上げておりますように、町内の内部で検討し、それから町民の方の参加を頂いて検討委員会を設けた、その中で先進地域も視察をして頂きまして現状の沼田のなかでどうあるべきかという検討をさせて頂きました。その結果、要するに生涯学習センターについては固定席でいきますということにこだわったというか、決定を今のところしているわけですけども、その大きな要因というのはやはり今の町民会館との施設の競合を避けるという大きな問題だろうと思います。生涯学習センターにもし移動席を設けるとすれば、町民会館の稼働率とか、利用率は頻度落ちてしまうだろうと思いますし、それともうひとつはやっぱり今この260とっておりますのは小学校の生徒が全員ここに入れるような規模になっているわけです。それと引率の先生とか入ってちょうど全員がそこでその音楽なり、演劇なりを鑑賞できる、やっぱり時代的にはそういう素晴らしい環境のなかでそういう物事に接するという場所がやっぱり必要な時代でないかと、例えばそういうものを観るためにわざわざ深川の市民会館へ行ったり、或いは滝川のそういう施設に行った

りということではなくて地元でそういうものが子供たちも、或いは一般町民の皆さん方もそういうものに接することが出来る機会といいますか、そういうものが必要だろうというふうに考えております。従って幌加内町なんかも計画をしてきましたけども、あそこも固定席なんですけど、移動席になりますとその移動席を設けることによってかなりの経費が必要なのと、それを1年なり2年なり稼働させますと当然そのボルトや何かで締めている器具ですから、当然観客の中の移動によって例のギシギシというんですか、そういうその物事に影響の出るようなそういう状況も考えられるという、先進地の事例からそういうふうに拝見させて頂きました。それで戻りますけども、大きな要因としてはやっぱり町民の皆さんがそういうその素晴らしい環境のなかでそういうものに接することが出来る、当然その音響効果の面でもその稼働式にするとかなりの影響が出るという専門家のそういうその助言もあるんです。やっぱりその固定席とは相当違いますという、そういうような指導もありまして出来ればその固定席でいったほうがいいんじゃないかという考え方になっています。現在、これはあくまでも推計で年間の利用計画でございますけども、年間約270回の利用が可能だと、音楽の発表会から併せまして270回程度、そうしますと約70数パーセントの稼働率になるだろうというふうに現在の段階での推計をしております。しかしながら、きっとそういうような素晴らしい施設が出来ますと沼田だけでなく、例えば奈井江の文化ホールのように近隣の市町村の利用もかなりあるというふうに聞いておりますから、そういう面ではもっともっと利用稼働率が上がってくるのかというふうに思っております。現状の推計では約270回で、約12,000人の年間の利用が可能だろうと、そういう推計をさせて頂いております。

○議長（吉尾政春議長） 3番。

○3番（大沼議員） 一再 使用頻度の270回というのは365日、275日ということですか、そうじゃなくて。もう一回あとで説明してもらいます。

それから今の経費ですね、稼働式にすると経費がかかるということなんですけど、どの程度の経費がかかっているか、もし大体でもいいですけど分かれば教えて頂きたいと。たまたま270回もし年間で使うとしたらこれは別のものでいいものを提供していきたいという気持ちはわかるんですが、たまたまそれ小学生だけを対象にしていくのか、一般の人も対象にしていくかという話になると思うんですが、生涯学習センターの設計図を見るとアトウムがあります、それから子供のプレイルームですか、図書室もあります、ただフリールーム、フリースペース、子供たちが実際に来て自由にこう遊び回っていけるという場所は非常に少ない、声を出したら怒られそうなその学習センターの設計になっているのではないかと思います。それで今年、町長なんかも色々言われているんですが、その生涯学習センターのテーマとして「学び・集い・憩い」、そのために今助役言われるようにその260席の固定席で、これ小学校が全部入るからいいんだよという考え方はちょっと整合性が無いのかという気もするんです。それか

ら児童福祉法の関係で言えば、その児童も当然その生涯学習センターを使うと思うんですが、今年の平成10年の4月1日から児童福祉法の中に6条の2項に追加されている部分があるんです。「放課後児童健全育成事業」、小学校に就学している概ね10歳ぐらいまでの児童であって、保護者が労働により昼間家庭にいない、それから授業の終了後にその適切な遊ぶ、生活の場を与えて健全な育成を図るということが今回4月1日からこれ施行されるようになっているんですが、その本来そういうことを考えていきますと学習センターの中にそのフリースペースを取れるのがこの260席の、今のその多目的ホールじゃないかと考えるわけです。将来的にこの児童福祉の健全育成というものを考えたときによそに作っていくのか、ということを考えると今のその私はですよ、その電動椅子の経費、こういったものをかなり、これをこの位の金額のものから見たらかなりそっちのほうが規模的にも納まるのでないかという考え方をしているんです。それでこれ町長の執行方針にもあったんですが、「働く世代の社会負担が年々増加する中で若年層の就労意欲の低下が懸念されます」、確かにこれはこのとおりなんですが、子供が保育園に預けてる、幼稚園に預けてる、保育園は沼田保育園の場合今5時ぐらいですね、大体5時から5時30分までですね、ところがその幼稚園になると2時ですか今、そうするとその新たに何というんですか2時から保育園に預けなおす、それから別なところに預ける、個人的に対処しているわけです。ただ、その先程いう学童保育の関係からいくと、それはもう町でもってやってくださいとなっているわけです。そういうふうにもたまたま考えていったら如何ですかと言っているわけです。そうすると町長がここで懸念されている、それもひとつには解消されるということを私は思うわけです。だからあっちにも、こっちにもその設備を建てて、あとで整合性のないものを作っていくよりも、今生涯学習センターができる場所というのは幼稚園からも小学校からもちょうどいい真ん中ぐらいの距離にあって、非常にその学童保育の関係からも町長がこう言われるなかで、執行方針のなかなんかでも整合性がとれていく、だからその多目的スペースの稼働式、何というんですか固定式にこだわらないで、そこまで考えたなかで電動式にしてみても如何でしょうかということでお聞きしたいんですが、如何ですか。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 稼働式にする場合の経費についてはちょっと資料が手元にありませんので、後程また説明申し上げますが、生涯学習センターの図面を見て頂けばお分かりだと思いますけども、今議員さん言われましたその学童保育の関係についてはプレイルームというそのルームがあるんです、そこで対応しようということでそれぞれ考えております。それと一般的にその展示、作品の展示だとか色々なものをやる場合のスペースというようなことはアトリウムという、かなり広い面積のものがここに用意されておりまして、これに階段を利用してそれが観客席のなってその催物が見れるような状況にもなっております。ですから、ちょっとした区切りをすれば社交ダンスの練習ですとか、そういうもの

にも十分使えるスペースになっておりますので、あえてその今言いました固定席を稼働式にしてそこをその一般的に利用できるような部屋にするということまでも考えなくてもいいだろうと、そのためのもし仮にそういうようなその稼働式でなくて、固定席でなくて稼働式にするとすれば今のそのアトリウム自体の考え方も大幅に替えていかなきゃならない、あくまでもやっぱり先程申し上げました固定席のこだわりというのはそういうより質の高い文化、或いは芸術に接する場所ということ、或いはその自らがそういうものを、創作を発表できる場所、そういうようなことで今まで沼田にないようなそういう芸術文化の発展につながるんでは、振興につながるのではないかと、そんな観点からみさせて頂いております。学童保育についてはそういうことで、取り組んでいくとすればこのプレイルームでやれるというその内部の検討も充分させて頂いております。というのは、図書室と連動するような恰好で子供たちがそこで集いながらパソコンなり、その図書の閲覧をしながら遊べると、そういうようなシステムで今考えております。

○議長（吉尾政春議長） 3番。

○3番（大沼議員） 一再々 はい。そうすると、そのプレイルームで学童保育ということは取りあえず対処できるという考え方でいいんですか、いいんですね。それとその今の使用頻度、例えばステージに2億円近くですか、掛けることになって使ってますよね、予算として。その多目的ホールのステージ、音響、照明なんかにも大体2億近いそのお金を費やすことになっていると思うのですが、ただこの音響設備にしても、照明にしてもじゃどっちみちそれだけお金をかけていくとランニングコスト、経費というのはこれはかなりかかってくるのではないかという気はするんです。それとその、そういった中で20数億円かける中で、今のその規模的にはかなり学童保育というもし場所を考えるとしたら狭いと思うんです、まず考え方がちょっとわからないんですけど、狭いと思うんです。それとやはりこの、これからの将来の子供たちのこと、それから沼田のそのお父さん、お母さんのことを考えていくと、やはりそれはかなり安全性、安全性というのでなくてそのスペース的にはかなり広いものがやはりいるのではないかという気はするんです。例えば体育館があるとか、野球場とはいわなくてもグラウンドがあるとか、その多目的で遊べるスペース、それがどうしても必要になってくると思いますので、経費の面については経費、経費というんですけど固定席だとなんぼかかって、稼働席だと大体私らの建設常任委員会で生涯学習センターの視察をしてきたときに、大体の市町村で5千万円程度ですという言い方しているんです、これはランニングコストは別にしてです、経費のことは別にしてなんですが、そうやって言っているんです。それで固定席にしてもそこそこのお金がかかるのではないだろうかと、それでましてステージに照明器具、音響器具に素晴らしいものといえながらも2億円もかけたなかで考えるとある程度のこう何というんですか、こう予算の整合性というのか、予算をまわすというんですか、そういう形ができ

と思うんです。音響のほうでは固定席にこだわると音が悪いというんですが、その辺も逆にいうともうちょっとお金をかけるともっとその辺の考え方がよくなるのかと、今基本マツトであるとかいろんな関係がありますから、その辺を確かに検討委員会さんの中で検討してもらって町民がこうやって言ったという感じなんですけど、私は一町民としても固定席でいいと言った覚えもないしということになると話はグチャグチャになりますけども、ひとつそういった意味での先程言ったその27の稼働率、使用頻度についてもう一回お尋ねしたいのと、その経費その辺で全体の経費のバランスを考えたときにもう一度その、それをフリールーム、多目的として使う考えが全然ないのか、お聞かせ願います。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 先程申し上げましたその270回の使用回数というのは、それぞれの例えば音楽鑑賞ですとか、ビデオの関係ですとか、講演会ですとかというものを回数でやってますので、例えばそれが日にち1日のうちに2つ入るという場合もあるかと思しますので、実数のその稼働というのはどれぐらいになるかというのはもうちょっと細部で検討せんきゃならん、ただ回数としてはこういう傾向ですということでご理解頂きたいと思います。

それと私も実際に3箇所位視察を、先進地のそのホールを見て来まして、かなりのその何と言いますか、その音響効果がかなりいいということで例えばちょっとしたその講演会でもその会場を使ってやる、そういうような状況からいくと非常にこの稼働率がいいんだという話は聞いております。ですから、その辺はもっと自主設計の段階でもう少し意見を聞きながら進めていかなきゃならんと思いますけども、現状はそういう考え方でおります。

それと学童保育については生徒全員がそこにくるということではないということだけご理解頂きたいと思います。今、これからの1学年の生徒はその現状ではもう来年から幼稚園が30台になるというふうに聞いてますので、そうしますとそれが1学年から何人来るかの問題ですけども、せいぜい集まったとしても20、30だろうと、そういうことになりますと今の地面でやっておりますプレイルームと、或いはメディアコーナーというコーナー、かなり広いスペースも持っておりますし、先程申し上げましたアトリウムというんですか、その空間を利用すれば十分そういうその子供たちの活動ができるんじゃないかとそんなふうに理解をしております。尚、いろいろなまたご意見があろうかと思いますが、それ等についてはまたお出し頂ければ実施設計の段階までにはまだ相当詰める段階がありますので、検討させて頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 次2番橋場議員、1番の問題について質問してください。

○2番（橋場議員） 2番。今見て驚いているんですが、この1番の橋本政権問題についてとこう、この見出しは私がつけたのではないので、今見て驚いてます。私のほうは2行目から始めてありますので、

こんな大事のことを聞くつもりはないのでよろしくお願いします。

ご承知のように国民には9兆円の負担増を押しつけて、銀行には30兆円もの税金を流すというような、こういうとんでもない政治がやられてます。それで長いこと言うことないので取りあえずイとしては、取りあえず消費税は5%から3%に戻すという要求を是非声を大きくやって頂きたい。私達は消費税をなくしようということで取り組んでいますので、各地で「消費税をなくする会」というのはありまして私達も、沼田ではまだやってませんが党もあげて署名運動やっているんです、ひとつこうして町長も頑張ってもらいたいと思うのですが如何でしょうか。

それから医療制度、社会保障制度等は世の中が進んでいくんですから、要するに科学も文化も、それからいろんな産業の生産力も発展していくわけです。それに従って社会保障制度も良くしていかなきゃならんはずなのに、国が決めた財政構造改革法というのはもう何年間で、例えば社会保障制度に使う金は増やさないと先のほうで決めてしまっているんです。こういうやり方はやはり改めて社会保障制度はやっぱり年々良くしていくべきだと、こういうふうに考えるのですが町長の見解をお聞かせ頂きたい。

それから特別減税は共産党以外の野党もこれ恒久化して、しなさいということをやっていますので、ひとつ町長もこの件について考えて頂きたいと思います。

4番目の二ですが、ここに甲斐原二さんという人が書いた文章があるんですが、テリー伊藤という人がテレビにしょっちゅう出ている人がいるんですが、この人が匿名で大蔵紙幣局のキャリアにインタビューしたら、その大蔵官僚が平気でこういうことを言ったそうです。「検察庁だって法務省の一部なんです。法務省は予算で動いているんです。我々がその気になれば、明日からすぐ法務省の予算を締められる。金がなかったら法務省といえども何もできない。」こういう事を平気で言っているんです、これはもうテレビで放映されているんです。「新しい法務省の建物、とんでもない新しいハイテク近代ビルですよ。一体何に使うんだという位ハイテクです。全部大蔵省が予算を渡したんです。大蔵省の機嫌を損ねたらできっこない。それで古い法務省の建物、それは何の役にも立たない記念館で残っている。誰が残したんですか。我々です。」と、こうやって大蔵省の官僚が言っているんです。「だから法務検察は今後30年にわたって大蔵省に頭が上がらない」ということを平気でインタビューで答えているんです。それでその2信組からこう色々と接待を受けいた人が2人、これは訓告をいう軽い省内の罰で終わっていたそうなんです。国民はこんなものじゃ我慢できないから大変な、とんでもないという声をあげたわけで、それで色々検察省も頑張った昨日また2人ばかり逮捕されましたけど、こういうのがあるんだそうです。「京都の宴」というのがあるんだそうです。ウイークデーの夜にわざわざこの大蔵官僚は京都まで出張するんだそうです。この人が書いているのは、活字にするほうが赤面するような夜を過ごす

んだそうです。翌朝、何食わぬ顔で霞が関の自席に戻ると、この人が言っているんです、「主計局メンバー馬鹿ではないから銀座などでは遊ばない」といっているんです。その東京協和信用組合理事長の自家用ジェット機で香港ツアーをやって楽しんだと、山海の珍味やお雛子が待っているだけではなくて、高級料亭での接待のあと二次会にいつて売春ツアーまでやっているというんです。そして、この人が更に言っているんです。「ヨーロッパは飽きた。ヨーロッパは飽きたので、イスタンブールに行きたい」と、こうやっていっているんです。こういうとんでもない状況、最初のほう読んだら税金を自分の金でも扱っていつているような言い方です。こういうところをはっきりさせないで、結局銀行が侵した不始末を、それ尻拭いをこの接待のお返しとしてやっぱり30兆円やるような、そういうことをやったんじゃないかと思うんです。ですから、これは全く銀行でもうちの志位さん達が国会で追求しているように、銀行には力があるといっているにも関わらず橋本政権は30兆円やると、これは全く道理にも何も合わないと思うんで、こういうことは絶対に批判の声を高めて行かなきゃならないと思うんですが、町長の見解をお聞かせ頂きたいと思います。

(10時49分 大沼議員 退室)

(10時51分 大沼議員 入室)

○議長(吉尾政春議長) 町長。

○町長(篠田久雄町長) まず1番目のご質問の消費税の関係、これ毎回のように議員さんおっしゃっておられるわけでありまして、どうでしょう、これロのところにいつてこの医療制度、おっしゃるように社会福祉の制度がきちっと確実にできて、国民の負担がなくて税もないと、これが一番いいわけでありまして、なかなかヨーロッパ行かしてもやはり高福祉、高負担、それはスウェーデンなんか25%でした、フィンランドで22%、ドイツでは15%ですか、ですから非常に物価が高いわけですが、この5%も随分議論があったとこで私もこの5%が上がるというときには何も喜んで上がることに賛成するわけにいきませんけれども、いよいよ高齢化社会に向かいつていくときにはやはりこれは止むを得ないところがあるんだろう。この銀行の関係については私どもも預金者を保護する、こうでなければやはりこの誰も預金する人がいなくなつてしまうわけです。ですから、そういった点でこの金がまわらなくなる、一層まわらなくなるからそういった預金保護はやはり必要であろうと、今日の朝のテレビでも東京の銀行が相当おかしくなつていく銀行が出てきているようでありまして、この金融破綻が実際にこの世の中に及ばず影響、これは今まではこの札幌のすすきのの話でありまして、この5,000店の店があつて4,500は人が変わちやつた、元々のは500しかないという話もあるぐらいこの景気、不景気が影響をもようしているわけでありまして、そういったことでは非常にこのどこにどうやったりデコ入れをすればいいのか、ちょっと私もその辺は我々の1寒村の首長ではわからんところであります

けども、やはりある程度のやっぱり景気を回復させることが、ある程度というのは日本の今の場合景気回復が最大の課題だろうと、そこではそのどこに一番テコ入れすればいいのか、金融破綻をこのまま置いといていいというわけでもないだろうし、いうふうに思っております。

それからまた大蔵官僚の話でありますけども、私どもも非常にこの従来から特別な階級と、こう国民がしてきたところにも一つの原因があったんだろうと、特にこの我々が送り、代表であります国会議員の先生方の従来のは「大蔵省にやっと話ができるようになった」と、それで政治家といえるというふうに本人自身もいっているわけでありますから、それくらい各省庁の上にあるのが大蔵省、そこへって話が出来るというだけでもやっとこの政治家としてつとまると、ですから皆で国民全体で代表した人も含めてその特別な扱いをしてきた、そういうツケが今出てきたので、やっぱり膿を出すなら早く出して、大蔵解体という話もありましたけど、これもやっぱり如何に効率のいい大蔵省にするか、大蔵省も各省庁と全く同じ扱いであるべきと私は思っております。そんな事で膿を出すものは早くきっちり大蔵省も出してもらわなきゃいかん、そこから再出発だろうとそのように私は思っております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○町長（篠田久雄町長） それから減税、減税の考え方は同じであります。はい。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再 誤解されたら困るので、私達日本共産党も税金がなくて、それから社会保障に負担もなくともいいとはいってないんです。必ずそれには必要だけれども、要するに無駄なことをやっているんで、その無駄を省いていけば消費税を5%にしなくてもやっていけるという立場なんです。銀行でいうと今1,000千円貯金していたって、2千なんぼですか1年間の利子。そういう低金利政策によって、これは私計算したんじゃないって言うんですが、過去6年間1992年から97年までの6年間にこの低金利政策でもって国民が当然もらえるはずだった利子が29兆円だと言われているんです。そんなだけ6年間で国民から搾り取って儲けているんです。そういう銀行にまだたくさん、普通中小企業が事業に失敗したら自分の土地から家屋から全部売って、本当に破産宣告して負債を、借金を返したり労働者の賃金を払ったりするんです。そういうことをひとつもしないで国の、国民の税金、いつてみれば全然国民は悪いことしてないと、でたらめのことひとつもしないのに30兆円という額税金でとられてしまうということですから、許すわけにはいかないという立場で私は町長にも是非そういう立場に立ってほしいということで見解を聞いているわけです。これは時間もありますからいいです。次の農業問題に移ります。

昨日からも色々議論聞いてますけど、一番大事なことは今のこのような農業状態になった原因はどこにあるかということをはっきりさせないとならないと思うんです。相違点では町長も国のいうとおりの

ことを一生懸命政策として出して、農協と協力して農家の人にやらせてきたんです。私達は規模拡大だけでは農家はやっていけないと、価格の下支えがなかったらやっていけないんだと、新政策が出た時には、新農政が出たときにはこれは9割の農家を潰す政策だということで批判を続けてきたんです。ところが今、昨日も言われたように農地を規模拡大をなささいといわれて一生懸命やってきた人ほど今やれなくなってきているということなんです。そうすると、この責任はやっぱり町長にもあるんです。町長ひとつもこれには誤ってないです、「農家の皆さん、悪かった」と言っていないんです。それから国際化の波のなかで輸入自由化しかたないんだという立場とってきたんです。自分の国の主食を守るというのが本来なら立場なんです。それをしないでとにかく国のやる報告にただ従ってきたと、こういう点で原因はどこにあったのかということをやっぱりはっきりして、させて、それをやっぱり改めさせるということをしなかったら、今の農業危機は乗り越えていけないと思うんです。そういう意味でここにイに書いてあるWTO見直しの時期に向けて条約から主要な農産物をウルグアイ・ラウンド条約から外せということを町長国に訴えていくべきだと思うのですが、どういうふうに考えておられますか。

それから、とも補償の問題が出ています。これは農村の議員さんの方が詳しいんですが、過去3年の平均米価から下回った分の8割の補償ということで、これから米価上がるはずないと思うんです。どんどん、いや私はそう思っているんです、下がる一方だと思うんです。そうすると、過去3年の平均順がずんずん下回っているんです、1年ごとに。そうすると補償される金というのはずんずん少なくなっていきます。しかもこのとも補償のなかには本を読みますと、今まで自主流通米に対する助成金とか、そういうものを全部横に回して、国は一銭も金出さないんです、新たに。農家から平均反当たり300なんぼ取るというような、そういうような農家の負担を損なう下支えなんです。だから全く国は新たに価格補償しないで農家の、この上に農家の抛出金まで出させるというこういうやり方、これはやっぱりやめさせなきゃならないのではないかなと思うのですが、町長どう思っておられるか。

それからパワーアップ事業というのちょっと私良く分からないで、前にあったんですけれども、予算のなかで説明あったのを私忘れてましたけれども、ウルグアイ・ラウンド対策の総額6兆100億円なんですけど、これ土木事業とかそういう方にどんどん回して所得補償には全くなっていないんです。これはやっぱりゼネコンを儲けさせるようなそういう工事ばかりに使うんじゃないで、やはり価格補償に使うべきだと、何かこの農業予算で砂川でトラクターもろくに走らないところに大きな橋をかけるんだそうです。100m、100億だか掛かると言ったかな、そういうところにウルグアイ・ラウンド対策費が使われているんです。それから聞いたら滝川のなんですか、ふれあい何とかの里、あれも農業予算だということです。そういうことではなくて、本当に農業を守るためには価格補償がなにより大事だとかいうふうに考えているんですが、その点で国に要求する気持ちがあるかどうかですね。

それから最後ですが、農業危機を逆手にとって今の諮問機関が中間まとめを出したそうなんですけれども、その中でまた株式会社が農地を買い取るようなところまではいってないんですけど、そういう要求が財界からあるんだそうです。これはやっぱり許してはならないことだし、絶対にやめさせるように声を大きくしてもらいたいと思います。吉田議員のところにありましたけど、洪水の防止だとかいうのがありましたが、私達九州に視察にいったときに本当に棚田も小さい田んぼが山の上から段々になっているんです。それを見て私達もちよっと早い時期だったものだから、こんなところで米を作るから余るんだというようなことを本当はいうべきことでないことを言ってきたんですけど、あれがもし田んぼでなかったら普通の畑だったら水を貯めるわけじゃないから下は洪水になるし、あんなところで畑作れなくなります、水で流れてしまっ。そういう意味からいうとこういう小さなところの水田がやはり国を守っているんだと、今考えるとつくづく思うわけです。そういう国の、国土の保全の立場からいってその対価を米価によこせといっているとおりの、そうだと思うんです。そういう意味でもっとこう胸をはって米の問題に取り組んでほしい、農業の問題に取り組んでほしいと思うんです。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） はい。これは答弁いらないというふうに言われましたけど、銀行の支援について私はこう思っているんです。もし支援するんでも何が原因で支援しなければならなくなったのか、経営責任をきっちりとるべきだとそういうふうに思っております。経営者がそのまま引き続き経営者に加わっているということはあるべきことでない、そういうふうに私も思っております。

それから次のWTOの交渉でありますけども、非常に難しいだろうけれどもこれはやっぱりひとつのこのそれぞれの国の産業、それぞれがやっぱり守られるようにある程度のこの国境措置というのがあるべきだと私はそういうふうに常々申し上げてきております。そういったことで次のこの交渉に向けては農業団体もある程度かなり一番全農がしっかりしてもらわなきゃいかんのですけども、かなりこのことは諦めもあるようでありますけども、我々はやっぱりひとつの国境措置が必要だと、そういうふうに主張を致しております。それからこの6兆100億円のこのラウンド対策でありますけども、これを出したということはやっぱり次のこの国としては、人によってはこの農水大臣になる人によっては表現が変わりますけども、このある一定の足腰を強くしたといっているけども、この時に6兆100億円のラウンド対策を実施したときに半分は公共事業といわれていたんです。その時からもう既にこれは何も農家の救済ではないんじゃないかということをずっと申し上げてきておりましたが、ただ農村のなかでこれが二つに割れているわけです、二つというよりも寧ろそちらの声が、意見が強いのはこういう機会にいろんな整備をしなきゃいかん、このうちの町の改良区というんではないです。土地連を通じた改良区の皆さん方の行動というのはこの農民運動も二つに、この農民杉本さん方が入ってらっしゃる、組織してい

る農民協と改良区の考え方が全く違うわけで、しかし施設も必要なことは最低限でありますし、この今パワーアップ事業というのは町も負担しながら進めておりますけども、これがやっぱり12年で切れますと今の、してくれという希望出しております、受益者5%なものですから、これができない点が出てくるわけです。ですから、相当これを先に伸ばすと、何かの方法をとらなきゃならんという状態でありまうから、私ども農家の所得につながっていく、そういう基盤整備をするべきだろうというふうに思っております。

それからこの最後の問題でありますけども、非常に今私どももちろん株式会社が参入には反対であります。当然、もっともその山間地帯の売れないところを買うのではなくて、もっともいい場所を虫食いのように買って経営していくということになれば、これはもう力のある人方にはとてもかなわないわけでありまうから、今法人でも有限会社は認められておりますからそういったなかではいいわけでありまうけども、株式会社の参入には反対、ただ非常にだんだん、だんだんその声が難しくなってきたというのは土地の、昨日の発言にもありましたけど土地の買手がなくなっちゃった、それでその声がじゃ利用されるわけです、そうしたらこれは株式会社に参入して買わせたほうがいいんじゃないか、そのほうが後背地ができないだろうというふうに今この言われてきだしたわけでありまうから、その辺をやっぱり利用されないようにしなきゃいかん、そういうふうに思っております。

とも補償につきましては、私は止むを得ないだろうと、それは国が全部持ってくれるんじゃないくて、やっぱり国民から見て合意する、農家もそれなりの負担をしている、そこに国がやっぱり出資するということでないと、この制度をずっと続けていくためにはある程度下がったときの補償ということには農家自体もこの、そこにやっぱり拠出金を出すという姿勢でいかなければならん、そのように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再 昨日町長とコスト下げるためにつて、機械なんかの過剰投資だ何という話の中で、アメリカや何かにいってら80町歩もあるようなところを自分で機械を持たないでやっているというような話、例にあげてましたけども、80町歩持っているから機械自分でやらんでも済むんです。沼田のようなやっぱり10町歩そこそこのそれでは自分で機械持つてやるより仕方ないんです。そういう80町歩といったようにヨーロッパでもECでもアメリカでも、耕作規模は10倍から100倍だというんです。そういうところと市場原理、農産物を委ねてしまつて価格競争すれといったつてできっこないんです。これをやらなかったら、それをとめなかったら私は米の値段や作物の値段上がつていかなないと思ふんです。それをとめて、やはり価格補償しなければ農業と続けていく人がいなくなつて、本当に農地を買う人もいない、買う人もいなくなるし、やる人がいなくなつたらどうにもならないんです。そうい

う、それを防ぐためにはやっぱり株式会社をいれないためには価格補償はやっぱり国に下支えをきちっと要求していく以外に私はないと思っているんですけど、どんなふうに町長、それはそうではないと思うんですが、それについてちょっとお聞かせ頂きたい。

それからこれは国のほうの調査でも高くても日本の、安全な日本の農産物を食べたいというのが80%なんです、世論調査で。国がやっている世論調査でそういうふうになっているんです。だから、消費者と生産者の対立をさせるためにひとつの政策としていろんなキャンペーンやってます。だからそうではなくて、やはり消費者の人もやっぱり安い方がそれはいいです。だけれどもやっぱり安全な、そして日本の農業を守るという立場で日本の農産物を食べたいと、こういうふうになっているわけですから、この点やっぱり消費者の人達のこう信頼して、やはりもっと国に対してそういう価格補償を要求していくべきだと、こういうふうに思っているんですがどうでしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 価格補償、やはりしてもらふこと、することによって安定した経営ができる。私はそのように思っておりますけれども、やはり今先程申し上げましたとも補償の関係をきちっと将来とも続けると、ただ今の場合先程おっしゃったように3年、過去3年の価格ですからそれはどうも先が見えないという点がありますけれども、その辺のこのとらえ方をきちっともっとさい精査ができるその数字におきかえていくべきだと、そのように思っております。

消費者につきましては、やはり平成5年のときもあれだけ米がなくてもやっぱり日本の国内産米が上がったというのはやっぱり国内産米を指向している証拠でありますから、やはり消費者の皆さんとやっぱり、今年は特にできれば東京でこの沼田の雪中米もキャンペーンをしようと思っておりますけれども、国産米の更にまた安全とこの環境に配慮したというようなことでやっていこうと思っておりますけれども、この全国一律にこれからならないやっぱり地域、地域の特徴を出していかなきゃいかんだろうと、私沼田としてはそのように思っているところであります、はい。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再々々 全国農民運動連合というのが、杉本議員のところと違う農民連というのがありますが、産直をやりながら日本の農業を守ろうということで国に対しても要求しながら運動しているんですが、そこにそういう食料の検査するセンターがあるんです。そこで調べたところ、パンにも外国、輸入麦粉で作ったパンの中に農薬が入っていたりするんです、検出されているんです。それから沼田でいくら一生懸命頑張っても、いい米出しても業者がそれに外米をうまく磨り潰して混ぜてしまわれたら本当に何にもならないんです。そういう点ではやっぱり国の政策をきちっともうさせないと、ここで雪中米いい米出すというのはいいことですが、それが何の役にも立たないような、出口の

ほうでやられてしまったら本当に情けない話なので、ひとつその点もきちっと国に要求していかなきゃならないのではないかと思います。

商工振興に入りますが、去年ここに書いてあるように米価下落に対して緊急支援を行なったのが当然のことであると、商店が現状になっているのもやはり国の政策のもとなんです。農業がやっていけない、農家の人がやっていけないような状況をつくり出して過疎化が進んでいっていると、そういう点から見ると私は昨日観光プラザの説明を聞きましたけれども、あれじゃちょっと商工、商店の人達、こんなには負担できないと思うんです。あの負担割合は別にして、予算の中で助成金を増やすとかして、古い建物、現在の商工会のなかで商工会が負担していた維持管理経費というのは約 600 千円ないんだそうです。それが 200 何万なんですから、これは大変なことだと思うんです。とてもじゃないけど皆さんも、「いやそんなところへ入らないでくれ」ということになるかもしれませんから、それじゃなくてやはりあれはやっぱりひとは沼田町の顔にもなるわけですから、大分の助成をする必要があるのではないかと思いますので如何でしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 建てる、建築の時から施設の設置はこれ全て今までは農村の地域における、このコミセンもそうでありますけども、これは町でさせてもらうけども後の維持管理についてはそれぞれの地元と、こういうふうに申し上げてきた、こういうことで進めて参った、観光プラザのなかでも町の負担する部分はしていくということで話を参りましたし、これはご了解を頂いてつい先日も会長さんがみえましてその「経営はできる見通しができました」という報告を受けておりますから、この辺はご心配をおかけして申し訳ありませんけれども、それは従来は商組が入ることになってスペースを建てた、入らなくなったらその段階で小さくしたらどうですか、とこう提案も申し上げたんですけども、何とか今のままで進めていきたいということで非常に強い希望でそのまま建てられたわけでありまして、中に入る人、或いはまたその新たに商組が入らなくてもこの納税貯蓄組合の關係の事務をするということでは 70 万円入るとか、それからもつとこの 2,000 千円というけども、何も 2,000 千円かかる、それはもつとかけようと思つたらかかるわけです、どんどん人に除雪から清掃から全て委託すると、その辺も自らの努力をしていくことと、そういったことでこれは町から特別な助成をしてもらわなくてもできることになりましたという報告を受けておりますので、これはこれで良かったというふうに思っております。

○議長（吉尾政春議長） 2 番。

○2 番（橋場議員） 一再 商工会がそういうんだつたら、私の独り相撲みたいになっちゃうんであれですけど、元々は私ら議員と市街地の議員と商工会の幹部と話し合つたときには、是非今の負担をあ

まり越えない程度にしてくれというのが要求だったんです。それがそんなにかわちゃったのかと思って
いるんですが、それはあと予算のときもありますし、それから商工会のほうでいろんな要求が出てきた
らそれに私は支援をしたいと思うのですが、それはそれでいいことにします。

社会保障問題についてあれしますが、休憩、タバコのみたい人いるから。

○議長（吉尾政春議長） このまま続行します。

○2番（橋場議員） 時間取らないようにします。財政構造改革法案によって社会保障のやるはもう3
年間でこれ以上増やさないということで、先のほうでもう決めてしまっているわけです。そういうこと
で年金の解約から何からどんどん医療費の、医療制度の解約がどんどん進められていくんですが、ここ
に上げたのはひとつの例として国の補助金などのこう一般財源からして交付税でみてあげますという
ような形でもって、これは5つのガンの種類、ガン検というのは胃ガン、子宮ガン、乳ガン、大腸ガン
などを今まで国が3分の1補助していたものをやめてしまうと、しかもそういう検診を市町村に義務づ
けていたその義務も外してしまうというようなことをやられるんです、今年。これについてそういう福
祉行政にどんなふうに影響を与えられるのか、ちょっとそれをお聞かせ頂きたいと思います。

それから続けてやります。東予、共成方面、それから北竜方面、本町から町営バスについては温泉ま
で無料ということになっているんです。それで他の地域から出てくるのはやっぱりバス賃かけて出てこ
なきゃならないので、是非北空知バスだとか国鉄バスと相談をしまして、交渉して町で無料バスを発行
できるようなそういうことを考えてもらえないか。

それから福祉バスの運行ですけれども、厚生病院に科目がない人で実際に足も弱ってバスでは行くけ
れども、バス停からハイヤーを使って病院まで行かなきゃならんというような人、それから子供さんが
病院、職場を休んで送り迎えをするというような人が何人かいるんです。こういう人達をきちっと調査
しまして、福祉バスで週に1回ぐらい、これはバス賃は取ってもいいと思うんです。どうしてもバスで
行きますから、かかっている病院において連れて帰ってくると、そういう運行の仕方をしてもらったら
どうか、それからイ、ロ、ハ、ニに、ニについてはここに書いてあるとおりです。

次、住宅問題も一緒にやります。ここに今年新しい道営住宅、住宅法が替わりまして、収入階層とい
うのがあるんです。それで夫婦で働いて控除がありまして12で割ると260千円ちょっとなんです。この
260千円以上の、260千円という人は階層別でいうと6なんです。238千円から268千円までと、この
ランクの人が道営住宅の家賃を普通に取られると61,200円なんです。その上に7ランク、8ランクあり
ます。この人達になったらとてもじゃないけど大変な状況になると思うんです。これは国や道がやって
いることで決まっているからしょうがないといえましょうがないんですが、この基準が大体合わないん
です、今の生活常識からいって。ですから260千円ぐらいの人が2ランクか3ランクぐらいのところの

家賃の計算にするというような方法にしなければならないと思うので、これ等をやっぱり国に対してきちっともって今の情勢にあった基準にしろということを一いつ要求してほしいと思います。

生涯学習センターの問題については情勢がこんな情勢ですから、是非のばして当分その見合わせて、まだ使わないで商工青年の人達がそういう公営施設について色々と調査をして、どこどこも使われていない、どこも使われていないというような提言をしています。そういうことを、提言あってもひとつも改善されていないし、使われていないところはたくさんあるんです。そういうところをもっと有効に使ってもらって、やはりもっと情勢を見て生涯学習センターを建てるということにしたほうがいいのではないかとこういうふうに考えているんですが如何でしょうか。

(11時23分 谷口・大沼・吉田(好) 議員 退室)

(11時25分 吉田(好) 議員 入室)

○議長(吉尾政春議長) 助役。

○助役(西田篤正助役) 生涯学習センターの件については町長のほうからお願いをしたいと思いますが、それ以外の住民検診等、ガン検診の関係ですね、影響がないということは言えないと思います。かなりやっぱりそういうものがどんどん町村におりてくる傾向にありますので、従来から町長が答弁しておりますようにそういうその地方分権で地方に委譲するのはいいんですけど、財源がつかないというのが一番の問題だと思うんです。これは町村会を通じてやっぱりそういう要請はしておりますので、これ等も併せてやっぱりそういう要望を、要請をしていかなきゃならんと、ただだからといってそのガン検診をやめるわけにはいきませんので、本年度もやっぱり従来どおりの考え方で予算化をさせて頂いております。

それから口の東予方面、北竜方面のバスの関係ですけども、これも今新年度予算終わったばかりですから果たして可能かどうかというのをひっくるめて良く相談をさせて、検討をさせて頂きたいと思います。

それから福祉バスの病院の通院については、この福祉バスの目的といいますか、そういう関係からいっても非常に難しいと思いますし、それから前回も今の情報観光プラザの待合所の関係で中央バスにお願いに行ったんですけども、バス会社もその今の医療制度が変わったので非常に乗客が減ったというんです。そういう中で町が無料でもたその無料、有料では当然できませんので、そこにバスを走らせるということになりますと北空知バスのやっぱり営業といいますか、運営状況にも非常に大きな影響を及ぼすのではないかと、そんなふうに思いますので近隣のそういう状況等も見ながら慎重に検討させて頂きたいというふうに思います。

住宅問題につきましては、〜〜〜決裁があがってきた段階で拝見致しますと、沼田の場合は約90%、

90%まだ上回るかもしれませんが、大半の方が家賃が従来より下がるんです。今議員さんが言われた何人かの方がそういう基準をオーバーするんです。その関係についてはやっぱりその現在の沼田の状況の所得ではやっぱりかなり厳しいだろうと思うんですけども、その辺は財政のほうでもその市町村係数だとか、いろんな調整する係数があるんですけども、その辺のその係数の取り方をもう少し検討したらどうかということで、今全道的にもそういう問題になっているようですから、早いうちにそういう検討がなされると思います。よろしくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 住宅の問題にもう一つ付け加えさせて頂くと、従来1種、2種があつて、その撤廃を我々言ってきたわけだから、それができたんだけどそのひとつの欠点は今助役のほうからちょっと話がありましたように、所得の高い人が出てかなきゃなんというぐあいになりますから、本当に今全道町村会でもちょっと問題にしておりますので、そのほうからも色々国に提言していこうと、こういうふうに思っております。

それから今商工青年の調査では十分その公共施設使っていないという報告があつたということでもありますけども、そこに使いづらさ、不便さというものがあるのかどうなのか色々我々もまた聞かせてもらって、それ等を是正していきたいとそう思っておりますし、この公共施設としての機能が十分でない点がなかったらどうか、そういったものを全部含めて今回は幅広く生涯学習センターについては、その町民の声を聞かせてもらって従来にないその、これはいろんな意見を聞かせてもらってこの基本設計ができた段階でまた見てもらうということで町民の合意のなかで進めたいと、こういうことはやっぱりこの生涯学習センターについての期待感からいろんなこの基金に、寄付も頂いているし、開基 100年の時のひとつのこの約束ごとでもあつたわけでありますから、私がこう議員の立場にもしあつたとしたら、「何故今まで作らないで、もっと早くやれ」というふうに私は言つただろうと、そういうふうに思っておりますけども、そんなことでこの確かに財政的には厳しいなかで、今建てれる見通しがあるというそういう時期にやっぱりきっちり残していくべきでないか、そういうふうに思っております。

（11時31分 谷口議員・大沼議員 入室）

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再 福祉バスについては、これは運行についてはやっている町があるんです。そういう方法で、ですからそれは研究してもらって。それから前に助役が落弁のなかで金を取らなきゃ駄目だという話だったんです。使いづらいというのは、要するに公民館を使えば公民館活動として無料で使えるんです、公民館活動だと認定されれば。そういう認定をこのサークル、このあれば公民館活動でこの場所だけでは間に合わないからということでそのまま無料でそっちのほうに持っていけばいい

ん

です。そこには条例がありまして、その使用料が取られるんだというのはわかりますけれども、それを町長の裁量でもって公民館活動がたくさんあって公民館使えないと、それをそのまま準公民館としてこの場所を使わせようということであればいくらでも使えるんです。金がかかるからちょっと使えないという、使いづらさというのはそれだけの話だと思うんです。その点ちょっと考えて頂きたいと思います。あといろんなことは答弁いらないので、これから要求していきますので。

○議長（吉尾政春議長） 以上で町長に対する一般質問を終わります。

次に教育長に対して一般質問を行ないます。通告順に順次発言を許します。

3番大沼議員、文化振興についてを質問してください。

○3番（大沼議員） 教育執行方針の施策、第4文化の振興について教育長のほうから提示されておりますが、その中身について2、3質問させていただきます。まず芸術文化団体の育成と自主活動の促進を支援するとありますが、この具体的な説明を求めます。

また優れた文化、芸術などを鑑賞する機会を提供するとありますが、どのような実施計画を考えておられるのか、お尋ね致します。

沼田の化石について調査、研究をさらに進めるとありますが、これまでの経緯及び今後の展望についての説明を求めます。しかしこれまでの件につきましては、教育長のほうから報告書頂いておりますので省略させていただきます。また新たな発掘、調査と新しい研究ジャンルの地質調査についてとありますが、これの具体的な説明を求めます。

また沼田町地域環境博物館構想の実現に向けた、これの行為計画についてお尋ねします。

以上、簡単な質問だと思うんですが答弁のほうよろしくお願い致します。

（11時35分 森井議員 退室）

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） 私のほうから答弁させていただきますが、まず1点目の芸術文化の育成でございますけれども、私どもの公民館活動、教育委員会の方針と致しましてはやはりその団体が独立して一人前になるというまでが私どもの仕事で、早くその一人前にしてあげたいと、そのための支援はやっていかなきゃならんだろうというようなことで、大分手を離れてお蔭様で自分で活動をしている団体が非常に多くなりましたけれども、まだ少し面倒を見てあげたいという部分もございますので、そういう部分で社会教育の面で活動をさせて頂いておりますし、応援をさせて頂いておりますが、その他と致しましてはわざわざすけれども一応文化連盟のほうにお願いはしておりますけれども、その活動を各単位団体が行うときに文化連盟の中で色々と精査をして頂きまして、某かの支援をする、金銭的なものですが、

こんな行事をやるので支援をしてほしいというようなことで、教育委員会に成り代わりまして全てが文化連盟に加入しておりますので文化連盟のほうで精査をして頂いて、その金額を支援をして、その総額はわざわざございまして申し訳ありませんが、昨年で申し上げますと 200千円程度だったと思いますけれども、そんな中で文化連盟にお世話になりながらその活動の助長に手を貸しているという中身でございます。

それから2番目の優れた文化なんですが、色々な形でやらせておりますけれども、大きなものでいえば生涯学習セミナー、公民館でなく地区館で2度ほど著名人といえはいいんでしょうけど、どちらかといえば皆さんが承知しているような、テレビ等を通して承知しているような講師を呼びまして、これにはいろんな団体の応援ももらっておりますけれども、一応そういうようなことで生涯学習セミナー一年2回、金額的にも2,200千円から2,000千円の間ですので、この範疇でやれば一部受講者の負担も頂いておりますけれども、そんな中身、それから子供文化劇場だとか、それから芸術文化鑑賞などでその場所を、音楽鑑賞とか色々ありますがそんなことで私どもそれをピンからキリまで優れた文化とあるのでしょうか、私どもがやるなかで上のほうにあるものと判断したものを講演なり、そういう形で皆さんにみて頂きたいということでやってございます。

それから化石につきましては今議員の方から、経緯につきましては私のほうで提出しました中身の調査、研究でよろしいということですのでこれは喜ばせて頂きますけれども、今後の展望でございますが、総務文教委員会には機会がありましたのでお話をさせて頂きましたが、従来のこの場所でまだ本人の辞表は出ておりますから申し上げてもいいかなということでお許しを頂きますけれども、古沢先生、長いことお手伝いを頂きましたけれども別な意味での新しい場所での活躍の場が提供されましたので、後盾であります北海道教育大学の木村教授のお話もございまして、実は札幌市のほうで新しい仕事につかれますと、これも化石の延長でございますけれども当然沼田とのかかわり合いは持ちつづけるわけでございますけれども、新しい分野でのことでそちらに行かれるということで、今後その後任としてまた木村先生のご配慮を頂き、町理事者の方のご理解も頂いたわけでございますけれども、後任の学芸委員を4月1日から採用する予定になってございます。それでその後任の学芸委員とのなかで私どもお話をさせてもらいましたなかで、得意、不得意といったら大変失礼な言い方ですけども、やっぱり研究者ですから自分の得意科目もあるというようなことで色々とお伺いしておりますと、〜〜化石は古沢先生は少し何というんですか、若干精通している部分では少しレベルが下がるというお話しをしておりまして、ただ違う面では地質調査というのがご自分としては非常に得意分野というようなことでお話がございました。それで木村教授と、私どもあまり化石に担当ではありますけれども詳しい精通はしておりませんので、木村教授と色々お話ししたなかで現在産出しております化石につきましては古沢学芸委員の方でほとん

どの研究成果が出されておまして、残された部分はありますけどもほとんどが出来上がっているという
ようなことで、木村教授も新しいジャンルとしてはご自分も手掛けられたそうでありますし、古沢
先生も少しはやったんだそうですけど全部がやれてないというようなことで、やはり地質、地層調査とい
うんですが、新たな、そこから何が出たとか研究の分野は詳しく分かりませんが、そういう形でこ
の先生にやってもらったほうがいいんじゃないかと、それによって今までの系統だてができるんだとい
うようなことで、最終的な研究成果がそれまで含めるときちつとしたものになるというお話でござい
ましたし、たまたまそういう得意分野の先生がいらっしゃるというようなことでその分野を含めて今後や
っていききたいと、更には今申し上げましたとおり、沼田で産出されております化石のことにつきまして
は古沢学芸委員がほとんど研究で発表になっておりますので、新たなものがあるかどうか分かりません
がただ古沢先生もやはりフィールドにはまだ隠された未知のものがあるというような思いが強いんだ
そうでございます。それでご自分ではゆっくりと調査をして歩く時間もなかったというものですから、
あそこを調べてもらえればまた新たなものが発掘される可能性があるということで、その分野もやって
頂ければという思いも聞きましたので、たまたまその事も含めて新しい学芸委員にお願いを致したいと
いうことでもって実は施政方針の中に書かせて頂いたわけでございます。ただ、申し訳ありませんけ
ど化石のことにつきましては私はあまり詳しくありませんのでお許しを頂きたいと思っておりますけども、学
芸委員並びに木村先生のお話を聞いたなかでこういう研究を続けたほうがいいというお言葉ですから、
それをやってまいりたいというようなことで書かせて頂いたわけでございます。

それから地域環境博物館の構想につきましては、これはやはり地道な調査、研究をしながら沼田の化
石を全国的に産出する、これだけの研究をしているんだというようなことを認めてもらうのが一番下の
段階としてあるだろうというふうに考えてございます。今、町長さんといろいろとお骨折りを頂いてお
りますし、更には化石のサミットなども本町で開催をしたというようなことで、化石につきましても少
しずつ言葉悪いですけども少しずつ沼田の化石の評価が上がっているというふうに考えてございます。
当面の競争相手はいるんですけども、そんなことを積み重ねながらまれにみるフィールドだというふ
うに、産出されている場所が、自然史博物館という全国的にもあまり例を見ないということで、他にな
いとは言いきれないと古沢先生の話ですけども、だけでも非常に貴重価値の高い場所だというようなこ
とで是非そういう意味では研究者、学者の間でもそういうふうに自然史博物館で残ればというような強
い思いがあるということでございますので、地道な調査、研究の上に立って私ども上に向かってとい
うか、お願いできる相手に向かってそのことをお願いをして続けて参りたいというふうに考えてござい
ます。早急にはなかなかできないと思っておりますけども、地道な活動を続けて参りたいというふうに考えて
ございます。

○議長（吉尾政春議長） 3番。

○3番（大沼議員） 一再― 地域構想、地域環境構想博物館ですか、この構想についてなんですが、これを箱もの建てるといっているわけではなくて、実は平成3年の3月ですか、グリーンスコール沼田21、これ策定されましたよね、その中に目標として国際化社会とか、成熟化社会、自然環境の保全、これは平成12年までに基本計画は明らかにするということになっているんです、このなかでは、それで平成7年の3月に環境博物館の構想が提出された、この形というのは基本のコンセプトとしまして化石と自然環境を柱にその町内資源を活かした沼田文化の振興であると、これは何かといったらグリーンスコール沼田21のその目標を達成するために出された構想ですと、なっていると思うんです。だから結局化石がどうだとか、こうだとかいう場合にそのグリーンスコール沼田21の目標を達成するために化石が非常にマッチした材料であるというふうに語っているわけです。だから教育長がその化石に対してそのあまり分かる、分からない、それは専門的な分野では私達も当然分からない、だけどこのグリーンスコール21のこの目標に向けた、マッチした化石の材料を使っていくということは、これを何かの形にならないとなんないと思うんです。それが平成12年、基本計画が大体できますということになると、あと3年しかないわけです、教育長。私はその博物館を作りなさいといっているわけじゃないんです、グリーンスコール幌新整備計画の中にも一応この北方自然科学博物館という構想なんかもありますけど、ただ、この建物を作りなさいというのではなくて、この今のそのグリーンスコール21の目標を如何にその化石を使って達成できるのかと、だからそれが結局その今後3年間のあいだに残された行為計画ですか、目標に向けた行為計画が教育省がなければ正直いって遺骨の収集をいつまでしているのだという話になると思うんです。その辺の考え方を教育長、ひとつ教えて頂きたいと。それから生涯学習、社会を構築する、これが、これも全てそのグリーンスコール21の計画にのっとっているなかじゃないかと、だから建物を建てるのではなくてこういったものを基本的に考えていくことによって精神面、ソフトですね、ソフトの面での考え方が達成できると、だから化石というのはあくまで遺骨収集でないんだということを教育長ががっちり思わないと私は駄目だと思うんですが、答弁聞かせて頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） 地域博物館構想ということで私の取り方が建物というふうにとって、それを中心にしてお話をしたわけですけど、今ご指摘のとおりグリーンスコールのなかでの一翼を担っていることは確かでございますし、ただその後先につきましてはこれは別にして、やはりそういうものがフィールドがあるからグリーンスコールに載って、これはひよここと卵の関係というようなことでお許しを頂きたいと思います。ただ、今言われました建物じゃなくて大きな考え方のなかでは、私ども本年度も昨年から引き続いておりますけども通産省の企業立地調査というようなことで、現在今議員がお

っしやったような部分、建物云々じゃありませんで、化石を題材にして何か企業立地をできないかというような、それとも自らの努力で何かできないかというようなことで今現在答申をもらえる、報告書をもらえる段階になっておりますけども、それ等の今月の末には私の手に届きますので十分勉強させて頂きまして、その事も踏まえながら今後の方針にしていきたいというふうに考えており、それともうひとつは、私も少し多く勉強させて頂くように努力致したいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 2番議員。

○2番（橋場議員） 教育長のこの方針書を読んでいると、どうも新学習指導要領のなかでこういう、その特に野外の活動や何かを取り上げているんですけど、ちょっとやっつけていけるのかと思うようなことを、大変この方向で行くといいと思うんですけど、いいんだけど指導要領ではできないんじゃないのという思いをしながら読んでいたのですが、国のほうでは全て国民のその生活に影響ある予算をどんどん減らしていく方向にあるんです。子供が病んでいるのにそれをきちっと見れるように、やっぱり学校の先生を増やさなきゃならんというのに、先生がそれこそ定年で辞めていったまま補充しないような、そういう予算になっているんです。それはやっぱり何としても国に対してそういう各市町村の教育委員会から要求するべきではないかと思うんです。ひとつ野外活動のことについて言いますと、自然との触れ合いということについて言いますと、これ町長に要求しなきゃならないことなんです、実はアドベンチャーなんかで沼田いいと言っているけど良くないんです。本当に森林の中で遊べるとこないんです、それは笹ばかりで。沼田町に町有林ありますから、町有林には落葉しか生えてないんです。あれを小さな機械を入れて笹を全部かっちゃいて、何年か計画でそこに広葉樹を植えてもっと針葉樹、落葉を掘り起こしてとって隙間を作ってそこに広葉樹を植えると、これは本当に子供たちが自然散策するのに良くなるんです。そういうところを作らないとなかなか方針書に書いても自然と触れ合えないと思うんです。そういう自然と触れ合うと虫や何かを殺してはならないということも自然に、命の尊さの分かると思うので、ひとつそういうことを、そういう場所をつくるのもひとつやってほしいと思っています。

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） ありがたいご提言だと思います。私どもやはり生きる力というのを考えますとやはり自然に、今議員おっしゃったとおりだと思いますし私も教育長の立場でそういう機会を、私のできる範疇で大いにやっていきたいというようなことで、確かに国でいっている整合性から少し飛び、私のほうが先に進んだような気がしますけども、先取りもいいんじゃないかというようなことで進めさせて頂きたいというふうに考えてございます。それと今アドベンチャーの話ですが、訓練された子供、私も過去にボーイスカウト長いことやりましたが、訓練した子供たちですとかなり難しい自然のままの形でも野営できるのですが、興味を持った子供たちが、多い子供をなかではやはりご指摘

のようなことの場所では今のところできないだろうというようなことで、少し私どもの主催者としては物足りないところはありますけども、今は止むを得ないかなというふうに館挙げておりますけども、ただ将来に向かってはいろんな意味でご提言ありましたことを現実化できるかどうかは町長とも良く相談しながら、そういうフィールドがあれば一番いいというふうに思いは同じでございますので、今後いろんなことで検討させて頂ければというふうに考えております。

○議長（吉尾政春議長） 以上で教育長に対する一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了致します。

休憩を致します。

尚、午後は1時30分過ぎに再開を致したいと思います。

11時52分

○議長（吉尾政春議長） 再開を致します。

13時44分

○議長（吉尾政春議長） 日程第3、議案第2号、沼田町過疎地域活性化計画の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。振興室長。

○振興室長（中村幸雄室長） 議案第2号、沼田町過疎地域活性化計画の変更について。沼田町過疎地域活性化計画を下記のとおり変更するものとする。

記ですが、沼田町過疎地域活性化計画の本文及び事業計画を次のとおり変更し、改める。

本文ですが、8 集落の編成。（2）「その対策に」の次に「定住化を促進するため宅地造成整備を推進する」を追加するものでございます。また事業計画のなかには活性化施策区分の中の7に集落の整備、事業名としまして「過疎地域集落再編整備」、事業内容でございますが「柳町第2団地造成」、団地面積が7,318㎡でございまして、これは14区画でございます。を追加することでございます。

事業主体は町でございます。

平成10年3月5日提出、沼田町長でございまして、これにつきましては現在柳町団地に10区画の団地造成をしておりますが、既にあと1区画を残すのみに団地が売れてございます。そういうことでこの度過疎地域集落の再編整備事業、定住促進団地整備事業の助成を頂いて中で14区画の新たな団地造成をするものでございます。

以上、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第2号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉尾政春議長) 日程第4、議案第3号、沼田町道路線の認定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(藤間 武課長) 議案第3号、沼田町道路線の認定について。道路法第8条第2項の規定によって沼田町道路線を下記のとおり認定する。

記。路線でございますが、整理番号 159番、これにつきましては今年度から実施を予定してございます単身者道路内の道路、延長が 218mでございます。有効幅員 5.5m。以下、160番から 162番までにつきましては緑ヶ丘東2号線、3号線、4号線と、緑町公営住宅建替工事のなかの団地内道路でございます。いずれも3路線につきましても有効幅員 5.5m、それぞれ延長が113.42、170.82、171.06ということになってございます。これを町道に認定をし、町で道路管理をしようとするものでございます。

平成10年3月5日提出、沼田町長名でございます。

よろしくお願い致します。

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第3号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉尾政春議長) 日程第5、議案第4号、沼田町陶芸館設置条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。振興室長。

○振興室長（中村幸雄室長） 議案第4号、沼田町陶芸館設置条例について。沼田町陶芸館設置条例を別紙のとおり提出する。

平成10年3月5日提出、沼田町長。

1枚めくって頂きます。沼田町陶芸館設置条例でございます。まず第1条としまして設置の目的でございますが、陶芸館の制作、加工活動をととして町民の生活文化の向上を図るため、沼田町陶芸館を設置するものでございます。

第2条としましては名称及び位置でございまして、名称としましては沼田町陶芸館、位置につきましては沼田町字幌新 381番地の1でございます。

第3条は事業でございますが、その陶芸館の目的を達成するためにまず陶芸に関する講習及び研修、或いは陶芸品の制作、その他町長が必要と認める事項、これ等を事業として行なっていくものでございます。

以下第4条、5条、6条につきましては使用職員、或いは使用の承認に当たっての承認申請による許可を受ける関係、或いは不承認、または承認の取消し等に関する条項でございまして、また併せまして公の秩序を乱すような行動がある場合には、それぞれそれ等の関係について使用についての取消しをすると、そのような条項文になってございます。

1枚めくって頂きますが、第7条につきましては使用料等でございまして、陶芸館の入館料につきましては無料と致します。但し、陶芸品を制作する場合の施設の使用料等については別に定めるものと、そういうことで現在原材料、指導料を含めまして大体基準としまして2千円と考えているところでございます。

第8条ですが、損害賠償でございますが、陶芸館の施設及びその備付け物件等を棄損等をした場合にはそれぞれ損害賠償をする、または町長が止むを得ない理由などあるときにはその限りでない、という条項を加えてございます。

それから第9条としまして管理及び業務の委託でございますが、町長は陶芸館の管理等につきまして必要と認めるときはその施設の一部、または全部につきまして委託することができる、という条項となっております。

委任としまして、この条例に定めるものが必要な事項は町長が別に定める。

この条例については平成10年4月1日から施行と、以上のような条項になってます。

以上、ご審議よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 7条ですけど、原材料、指導料を含めて2千円と考えているということなんです

が、実は入館料は無料なんです。ところが陶芸、町民の生活文化の向上を図るために設置したわけなんです。そうするとそこへ自分で粘土を持ち込んで、自分で勝手に作るということできるわけですね。そういう場合の入館の手続というのはどういうふうになるのか、なかなかちょっと面倒臭いような感じに思うんですけど、そういうのはどういうふうに考えておられるのか。

それから職員を置くことができると、当面どういうふうにするのか、置かないのか置くのか、その点聞かせてください。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 後段の職員を置くことができるというのは、これは一応振興補助をもらっている手前、こういう条文を整備しなければ許可がならないということもありまして一応そういう従前の例にならった条例にしておりますけれども、実際はご説明申し上げましたように沼田開発に対して委託をするわけですから、職員は置かないということです。

それから1番目のその材料を持ち込んで自主的にやる場合どうするんだという、ちょっともう少し詰めさせて頂きたいと思うんです。ただ、実際にはそのガス代ですとか、燃料代ですとか色々かかるものですから、それ等についてまで無料でいいのかどうか、ちょっともうちょっと今後3月にもう一回詰める機会がありますので、その部分について詰めさせて頂きたい。そういうものに対して町が一般町民、沼田町民のために何らかの施策をしなきゃならんのかどうか、その辺もひっくるめて町長の意見も聞きながらもう一回つめさせて頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再— どうもややこしくなるような感じがするんです。町民、こういうせっかく施設があるのに金を出さなきゃそこでやれないということになれば、沼田町民のそういう本物の文化を向上させる場所にならなくなってしまうと思うんです。ところがその場所で仕事をやる人は自分のやった、作った製品を売ったりなんかして生計を立てるといふか、維持管理をしていくということになれば、町民が行って勝手に使えないような感じになってしまいますんだけど、その辺りも本当にこうきちっと詰めてやってもらわないと文化の向上にならないと思うんです。その辺りは考えているのかどうか。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑、5番。

○5番（吉田俊一議員） はい。2番が話している中身も重複しますので、それは割愛しまして、この条例恐らく現場を担当するものですから、恐らく現場が出来上がってから当然いろんな問題が出ると思っています。従ってこの条例も恐らく1年も経つか、経ったらまた改廃しなければならんだらうと思うんですけども、その辺り十分に検討しながら条例の改廃もするだらうと、そしてまだこれだけじゃ非常に不十分であらうと思いますし、また町営かまた市営でもやっているところがあればそこ等辺を参考にされ

たのかと思いますけども、そこ等辺を踏まえてひとつ答えがあればいいです、なければいい結構ですけども、以上です。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 条例自体は先程も申し上げたようにやっぱり道の助成等も受けて事業をやっている関係上、この変更というのはありえないと思いますので、委託契約を結ぶことになりますので、その中でこの細部にわたっての契約状況ということでやっていきたいと、ですから3月の時点で細部を詰めましたら各議会の委員会ごとにでも、その詰めた内容の契約条項を説明させて頂きたいというふうに思います。よろしくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第4号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第6、議案第5号、沼田町観光情報プラザ設置条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（矢野 潔課長） 議案第5号、沼田町観光情報プラザ設置条例について。沼田町観光情報プラザ設置条例を別紙のとおり提出する。

平成10年3月5日提出、沼田町長名でございます。

1頁をお開き頂きたいと思います。沼田町観光情報プラザ設置条例。設置の目的、第1条、観光情報の収集及び発信を図るとともに、商工業の振興及び地域住民の生活文化の向上を推進するため沼田町観光情報プラザを設置する。

以下、条文の朗読は省略させて頂きまして、簡略に説明させて頂きませんが、第2条につきましては名称、位置、施設の名称、位置は次のとおりとする。名称、沼田町観光情報プラザ。位置につきましてはここに記載をしているとおりでございます。

第3条の管理及び運営でありますけども、但し書きの部分で「その管理運営を委託することができる

」、管理運営につきましては商工会に委託する考えでございます。

第4条、使用の許可、第5条、使用の制限でございます。

第6条、使用料でございますけども、「プラザの使用料は無料とする」。無料でありますけども、管理運営主体でこの利用料を設定を致しまして徴収することに考えてございます。

次頁でございますけども附則、「この条例は公布の日から施行する」と、8条、9条は省略させていただきますけども、以上でございます。よろしくご審議を頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第5号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○助役（西田篤正助役） すみません、条文で第8条の使用料がというふうになっているんですけども、使用者ということで直して頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） お聞きのように第8条「使用料が」となってますけど、これ「使用者が」というふうにご訂正を頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 日程第7、議案第6号、保育所入所措置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 議案第6号、保育所入所措置条例の一部を改正する条例について。保育所入所措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成10年3月5日提出、沼田町長。

次の頁でございますけれども、児童福祉法の改正に伴いまして保育制度の改正が、条例の準則も改正されました。それに基づきまして町の条例も改正するものでございます。内容についてはたくさんございませんけれども、見出しの保育所入所措置のところにつきまして保育の実施に関するという部分に訂正がございます。

第1条中でございますけれども、第24条となつてございますけれども、第24条です。第24条第1項に

改めるものでございます。

それから保育所への入所措置を保育の実施に改めると、それから第2条の見出し中、同じく入所の措置を保育の実施に改めると、それから第2条中、保育所への入所措置を保育の実施に改め、同条第1号及び第2号の昼間に、昼間があったんですけども昼間の部分を削るということでございます。

附則につきましては、この条例は平成10年4月1日から施行するということで、適切な用語に改めたということでございますので、よろしくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 2番。入所措置というのを実施に、保育の実施に替えたのか、国の方の例えば入所の措置費のこの運用の仕方を変えるような方向でできているわけでしょう。その下準備として条例を変えたのかどうか、その辺り何というのか目的というか、その企みというかそういうやつあるのかどうかちょっとお聞かせ頂きたい。

○議長（吉尾政春議長） 民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） はい。来た改正の書類的なものについては、今言う措置が保育の実施の改めるという部分について、これこれというものは何も但し書がないんです。それで一応確認したんですけども、やはり今指摘のことについては何もないようなことなので、ただ今保育の措置という言葉が適切でないのではないかとということで実施ということに改めたいというようなことのようにございます。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再 措置というのは、例えばその人の収入によって色々と料金を替えるわけでしょう。こういうのを含めて措置と言っているのではないかなと思うんです、入れるだけでなく。そうすると措置という言葉がなくなれば、そういう収入によって町が持ち出して補助するという、それをなくするために言葉のほうでは実施ということになっているのではないかと、そういう方向をとろうとしているでしょう、措置、その制度をそのものを解約していくというか、そういう方向を国がやろうとしていますよね。それとは全く関係ないですか。

○議長（吉尾政春議長） 民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 将来は保育料、その制度については今各階層区分になっているんですけども、年齢区分に将来変えたいという意向はあるようですけども、何れにしてもその段階的なものについてはついてくるんだと思うんです。ただ、今言うようなことの意図があるかどうかということについてはちょっと分かりませんので、また分かった段階でお答えをさせて頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 言っている意味は恐らく老人なんかも同じような言い方を変えてきてますから、恐らくその「措置」というのは恵みを与えるといいますか、措置をしてあげますという、そういう表現というふうに解釈、私ちょっと見たですが、そういうことを市町村が自らの事業として実施をするんだという表現に替えた、それだけのことだと思いますので、今のところはその措置費を削減するとか何とかというのは書類の中ではまだ見てませんので、そういうことになればまた町村会で色々また問題になると思いますけども、現在のところはそういう意味だというふうに解釈しております。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 措置というのはやってやるという立場で言うとその問題ありますけども、その人の収入やなんかによってやっぱり役場、町として負担を軽くするという意味での措置をするということはいいいと思うので、これが打ち切られるような、解約されるような事態が起きたらこれには徹底して反対の立場をとってもらうように意見を述べておきます。

○議長（吉尾政春議長） 他に。

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第6号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第8、議案第7号、沼田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 議案第7号、沼田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成10年3月5日提出、沼田町長。

沼田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。文章については朗読を省略させていただきますけども既に、平成10年の4月1日からのOA化に伴いまして、住民に関するそのOA化、それから印鑑登録に関してのOA化をもう実施しておりますけれども、全町的な条例の改正等も併せてやるということで提出する時期が遅くなりましたけども、OA化に伴いまして登録書の手帳方式から今度カード方式に変わった部分についてカードに合うような用語に改めさせてもらう、改正させてもらったという

ことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第7号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第9、議案第8号、沼田町水道事業条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（清水勝之課長） 議案第8号、沼田町水道事業条例について。沼田町水道事業条例を別紙のとおり提出する。

平成10年3月5日提出、沼田町長。

お開き頂きまして沼田町水道事業条例、昭和40年の条例第9号の全部を次のように改正する。

この改正につきましては水道法の改正がございまして、昭和33年に通知をされておりました条例の準則が変わりましたので、この際全面的に改正をするものでございます。改正に当たりましては、従前の条文の中で町長という問文がございますけれども、地方公営企業法の摘要を受けていること、更には中島地区の給水条例との差別化から町長を管理者と改めてございます。これは共通的なことでございます。その他、主な改正点につきましては第6条をお開き頂きたいと思いますが、工事の施行につきまして従前は管理者が施行すると、但し指定したものが施工することができるということでございますけれども、この改正では管理者はできるということは残してございますが、ほとんど原則的には指定業者が施工をするということで改正をしてございます。念の為に新旧の対象表がお手元にいつてございますので、それをちょっと字が小さくて見づろうございますけれども、見て頂ければ分かるかと思ひます。

その次に第7条でございまして。給水管及び給水用具の指定でございまして、所謂規制緩和によりまして水道法上で規定されている構造に合えば何を使ってもいいということになってございますけれども、災害の復旧等の関係がございまして管理者において指定することができるということの一条を加えてございます。

更に第22条でございますけれども、使用料につきまして本文中に規定をしてございましたですけども、使用料それからメーターの貸付料につきましては別表1、2ということで改定をしてございます。

更に29条でございますが、手数料につきまして従前は何%というふうな決め方をしてございましたですけども、今回新たに別表3により設計の検査、更には工事検査の手数料を500円ずつ徴収することという明確に規定をしてございます。これにつきましては下水道条例の関係の手数料と同一の手数料ということで考えてございます。

更に32条でございますが、給水装置の基準、違反に対する処置と致しまして規定をしてございます。水道法に適合しない材質等を使った場合は給水を停止することができるということでございます。もう1点、6番目の過料について、第35条の過料についてでございます。これにつきましては町長の権限でございますので、管理者ではなくて町長ということで規定をしてございますが、従前10千円でありましたですけども地方自治法の改正が平成6年にございまして、50千円まで過料することができるということで50千円ということで規定をさせて頂いております。

以上が主な改正の内容でございます。説明を終わらせて頂きます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第8号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第10、議案第9号、町税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 議案第9号、町税条例の一部を改正する条例について。徴税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成10年3月5日提出、沼田町長でございます。

次の頁、一部改正条例が書いてございますが、条文の朗読はこの際省略させてもらいまして5枚程めくってもらいますと概要が書いてございます。まず提案の、改正の理由でございますけども、国におい

ては当面の経済状況等を踏まえ、個人住民税については平成10年度限りの措置として定額による特別減税を実施するための地方税法の改正が1月30日に公布され、同日施行されることに伴う町税条例の一部改正ということでございまして、その概要はここに書いてございますとおり2点ありまして、一つ目は個人住民税の特別減税といたしまして、個人住民税についてはそのものの個人住民税所得割額から特別減税の額を控除する、その額は次の金額の合計額とするということで、本人につきましては8千円、控除対象配偶者4千円、扶養親族1人につき4千円ということで、例えば夫婦、子2人の場合ですと20千円ということになります。それで特別減税の実施方法でございますけれども、給与所得者に係る特別減税につきましては平成10年6月分を徴収せず、等と書いてございますけれども特別の特の間違いでございまして、特別減税額を控除した後の年税額を同年7月から翌年5月までの11カ月で徴収ということでございます。また事業所得者、公的年金受給者に係る特別減税につきましては平成10年の6月分の納付において特別減税額を控除、一期で控除できない分は次の納期以降で控除するというものが主な概要でございます。

次の2点目でございますけれども、ベンチャー企業優遇税制の創設ということで、個人株主が所得した中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する特別中小会社発行株式に関し、譲渡による損失が生じた場合、一定の要件下で損失の発生をした年の譲渡～から控除しきれない金額について3年間の繰越を認めるというものでございます。

以上でございます。ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第9号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第11、議案第10号、沼田町交通教育研修センター建設基金条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 議案第10号でございます。沼田町交通教育研修センター建設基金条例に

ついて。沼田町交通教育研修センター建設基金条例を別紙のとおり提出する。

平成10年3月5日提出、沼田町長。

次の頁に基金条例が載っていますが、条文の朗読はこの際省略させてもらいまして、提案の理由をご説明申し上げます。交通教育研修センターの建設は平成10年度予算で計上しております。この建設財源は地域総合整備事業債、所謂地総債を充当することになってございます。しかしながら、将来の町財政の姿を予測すると過大な借入が町財政硬直につながるということから、建設基金を設置し事業費の特定財原化を図り起債の充当を極力抑制しようということで、この基金の積立てに平成9年度の今回の3月の補正でございますけれども自動車学校基金から60,000千円を当該基金に組み変えるということもとってございまして、平成10年度で基金の繰入を行なうということでの建設基金の条例の設置の提案でございます。以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第10号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第12、議案第11号、沼田町健康福祉総合センター建設基金条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 議案第11号、沼田町健康福祉総合センター建設基金条例について。沼田町健康福祉総合センター建設基金条例を別紙のとおり提出する。

平成10年3月5日提出、沼田町長。

次の頁に建設基金条例がありますので、この条文の朗読は省略させてもらいまして提案理由をご説明申し上げます。保健福祉総合センターは平成10年度着工し、11年度の完成としておりますが、この建設財源につきましても先程と同じ地域総合整備債を充当することとしております。しかし将来の町財政の姿を予測するときは過大な借入が町財政硬直につながるということで、事業費の特定財原化を図りながら起債の充当を極力抑制しようということで、これにつきましても基金の積立ては3月補正で庁舎整備基

金から 143,000千円を当該基金に組み変える措置を取るということでございまして、今福祉センターにつきましては2階部分が実状庁舎の一部となっていることからこのようなことで組み変えるということでございまして、9年度中に新規で 200,000千円、10年度当初予算で 100,000千円をこのセンター基金に積み立てることということで併せて 443,000千円を建設財源として繰り入れることをご説明申し上げまして提案の理由と致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第11号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第13、議案第12号、平成9年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 議案第12号、平成9年度沼田町一般会計補正予算について。平成9年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成10年3月5日提出、沼田町長。

別冊ご覧頂きたいと思います。別冊の1頁でございますけども、平成9年度沼田町一般会計補正予算（第6号）。平成9年度沼田町一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 570,509千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,346,480千円と定める。

第2項は省略させて頂きまして、繰越明許費でございます。

第2条 地方自治法第 213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は「第2表 繰越明許費」による。

これは6頁に記載されておりますので、お目通し願いたいと思います。

（債務負担行為の補正）でございます。

第3条でございます。債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

これも6頁に記載されて、更に55頁の調書がありますのでこれもお目通し願いたいと思います。

(地方債の補正)でございます。

第4条 地方債の追加、廃止、変更は「第4表 地方債補正」による。

これは7、8頁に両面に記載されてございまして、最終56頁に調書がつけてございます

平成10年3月5日提出、沼田町長。

まず歳出よりご説明申し上げますので26頁をお開きください。平成9年度の予算は昨年3月に議決を頂きまして4月より執行し、はや年度末に至りまして1年間経ちました。この間5回の補正があり、今回は6回目でございます。今回の補正予算でございますが、既に別添の概要調書に記載したとおりのものでございますけれども、大項目についてのみご説明申し上げます。

支出の主なものは事業完了に伴う執行残がほとんどのものでございます。大項目についてちょっと大きな点からご説明申し上げます。まず総務費の一般管理費、これは3,166千円の減額でございます、主なものは需用費、役務費の中に入っております印刷製本費の町の例規集の追録、これは増えたということでございます。それから役務費が若干減りましたということでの執行残等の整理でございます。ここでちょっとご訂正、印刷の誤りがありましたのでちょっとご訂正頂きたいと思います。ここの7節の賃金234千円の減額でございますが、198千円の誤りでちょっと訂正頂きたいと思います。そして11の需用費が1,500千円でなくて1,464千円ということでの印刷の手違いでございますのでご訂正頂きたいと思います。

次の2目、3目、4目は少額ですのでこれは全て執行残ということで、5目の財産管理費1,753千円の減額でございます。これは主なものとしまして消耗品等の不用額がこの年度末で出てきたのと、使用料の初期の借上料が予定していたより減ったということでございます。

それから8目の企画費でございます、1,060千円の減額でございますが、主なものは執行残等がございしますが、その中で増えたものといえば高規格幹線道路の深川西のインターチェンジの開通祝賀会の沿線市町村負担金、これが365千円が増えているということで、あとはほとんど執行残ということでございます。

次の頁でございます。10のOA化推進費、これが2,296千円の減額でございます。これにつきましてOA化関係の負担金が増えたんですけども、実は管理用備品とか事務費がそちらのほうに回って、尚かつ減額になったということでございます。

それから次の頁の29頁でございますが、17目のスコーレセンター費580千円の減額、これにつきましても執行残、更に経費節減ということでの減額でございます。

それから次の30頁でございます。町税費のなかの税務総務費504千円でございますけれども、これは増

額でございます。沼田町の地籍の修正業務が当初計画していた、予算していたものより筆数が多くなったということの増額でございます。また付加徴収費の 640千円の減額につきましては、納税組合関係の奨励金が減ったということと町税収入取扱い金も減ったということの最終的な執行残でございます。

次の頁でございます、31頁でございます。選挙統計の費目、監査につきましては全て執行残ということでそれ少額ながら減額になってございます。

民生費の社会福祉総務費でございます。2,110千円の減額でございます。これは次の頁に書いてございますけれども、国保会計の繰出金が 1,608千円が、大きな金額が減額になったことに伴うものでございます。次の3目の身体障害者福祉費 2,391千円の減額は、進行性筋萎縮の療養給付費がなかったということでの減額でございます。次の6の国民年金費ですけれども、4,591千円の減額は年金印紙の分が予定していたより消費がなかったということでの執行残でございます。次の8目の老人医療費13,113千円でございますけれども、次の頁に33頁でね、繰出金でございますけれども老人保健特別会計の繰出金、これがこの分13,140千円なかったということでの減額でございます。11の施設措置費でございます。869千円の目の補正額でございますけれども、中身につきましては20の扶助費でございますけれども特別給付金が 1,000千円の増ということでございます。これは平成10年度分の所得税の特別減税に関連しての低所得者の生活安定と福祉の向上ということでの支給されるこの分が今回増えたということで、国土支出金にも 483千円の分とその他で 421千円というのが載ってございます。次の頁の34頁でございますけれども、児童福祉の施設費で児童福祉の施設費で 412千円の増額でございますけれども、これは沼田保育園の措置費、これは保育料の単価アップによるものとして 612千円というものの内容でございます。

次の衛生費の2目の予防費でございます。7,356千円の減額でございます。これはここの右のほうに委託料と書いてございますが結核、肺がん検診委託料とが減、更に住民検診委託料減、これが主なものの内訳でございます。次の35頁はそれぞれ執行残ということで母子保健費、環境衛生費がございすけれども、36頁の中で上水道費の1目の上水道施設費でございますけれども、これは 9,998千円の減額は上水道会計の繰出金がこの分だけなくなったということでの減額でございます。

次の37頁でございます。6款農林水産業費の2目の農業総務費 1,698千円の減は、負担金補助の関係でそれぞれここに書いてございます農業関係の分が減額になったということで執行残等がございす。それから4目の畜産業費でございます 1,462千円、これにつきましても主なものは畜産関係の執行残ということで乾草等の収穫委託料とか、優良系統導入対策費がなくなったということでございす。次の38頁でございますけれども、7目の新生産調整推進対策費でございますけれども 3,918千円の減額は19負担金補助及び交付金のこの同じ新生産の補助金の減がこれでございす。9目の特産品の開発費で 1,750千円の減額につきましても委託料が約半分、3分の1程と、それから役務費関係がそれぞれ執行になら

なかったということでの減額でございます。次の頁の39頁でございますけども、13目担い手対策費 1,400千円、これはグリーンパートナー奨励金の 400千円の減と農業研修生の補助金が 1,000千円減ったということです。14目の道営事業費54,213千円の増額でございます。これは国の平成9年度補正に係る道営事業の追加分担金を計上致しました。尚、繰越明許費が先程ございましたが担い手が内21,125千円と中山間地区が37,000千円ということでのものでございます。18の山村振興 1,606千円でございますけど39頁、内訳は次の頁に、40頁になりますけども、中島地区の簡易給水のこの工事が減額になったということでの補正でございます。林業費の1目、これは 510千円の減額でございますけども台帳整備等の委託料が減ったということでございます。

次の商工関係でございますけども、2目の商工業振興費 6,295千円の減額は、その内ほとんどですけども21の貸付金の減額 6,000千円、これが主なものでございます。次の頁、41頁でございます。6目の観光情報施設建設事業費、この分は 9,451千円の補正減でございますけども、内容と致しましては観光情報プラザの建設工事の執行残が12,000千円ほどあったのと、更に商工会館に係る建設費補助を増額、補正と、これは事業費確定によるアロケとしての 6,334千円の補助金ということでございます。

次の土木費にいきまして、1目の道路橋梁維持費でございます、1,792千円でございますけども、次の頁の42頁でございますけども、それぞれ除排雪関係、トラックの修繕ですとか燃料費等が増額になってございます。また自動車借上等も、この時点での予算でございましたからそのあと雪が降ってございませから、たぶん少し余ってくると思いますけどもこの時点での補正予算でございましたので、このようなことになりました。次の3目の防衛施設周辺整備事業費 3,003千円の減額でございますけども、これほとんど工事請負費の減額でございます。次の河川関係で、河川総務費の 2,698千円の減額でございますけども次の頁に、43頁になりますけども補償・補填賠償金、この金額 4,304千円でございますけど、これがほとんどの〜でございます。次の2目、都市計画の関係の2目の公園費 1,599千円の減額でございますけども、これも工事請負費それぞれグラント改修ですとかオートキャンプ場、それからほたるの里等の執行残の工事費の減額でございます。

次の44頁でございます。消防費でございますけども、1目の消防施設費 591千円の減額でございますけども、深川地区の組合の負担金の増ということで給料、それから庁舎の負担金、修繕料等が主な内訳となっております。

次に教育費でございます。2目の事務局費でございますけども、560千円の補正減となっておりますけど、それぞれ〜〜大きなものはございません。それぞれの消耗品関係、事務費関係の執行残ということになってございます。45頁の中学校の学校管理費、これも 595千円減額になってございます。これにつきましてもそれぞれ工事費ですとか、消耗品費、事務費的なものの執行残がこのようなになったと

いうことでございます。次の46頁の社会教育推進事業費でございます、863千円の減額でございますけれども、この件につきましてもそれぞれ講師謝金ですとか、事務費関係、印刷製本費等の減額の積み上げでございます。次の47頁でございます、文化振興費 1,182千円の減額で、補正でございますけれども、内容につきましては賃金等が減ったのと、需用費、消耗品、燃料費等が減ったということでございます。保健体育の2目の社会体育推進事業費 733千円につきましても、それぞれ旅費ですとか講師謝金等が執行残となったということでの今回の減額でございます。

次の48頁でございます。11の公債費でございますけれども1目元金、103,000千円の増額補正でございます。これは将来の健全な財政運営を確保するための繰上償還金を計上致しました。これは一応何を目的にするかといいますと、平成6年に借入れた地方債、町並み整備事業債の分の北空知信金に借りた分を繰上償還するという予定のものでございます。利子 4,477千円の減額でございますけれども、これにも平成8年に借入れたときの金利と、利率と金額が変更によってその分減額になったのと、一借りの利子を不用額を見込んでの減額ということでの補正でございます。

次の頁の共通物品費 1,321千円の減額でございますけれども、これにつきましてもそれぞれ共通物品で予算を見ておりましたけれどもそれぞれ需用費ですとか、備品購入が使わなかったということでの減額でございます。次の財調基金の 690千円の減額は、これは積立金の利子でございます。それから減債基金でございます。これも将来的な財政運営を確保するための減額新規積立てでございます、100,000千円を積み立てて利子が 3,185千円減ったということでございます。振興基金も利子の積立金が増えたのと、自動車学校につきましてはこれは使用料の分を今回 3,500千円積立て増と、利子が 272千円減ったということでございます。あとちょっと以下省略させていただきます、次の50頁でございます。50頁の16目の生涯学習総合センター建設基金でございますけれども、3,597千円の補正の増でございます。これにつきましては利子が 2,797千円と、その他 800千円の民間の方からの寄附があったということでの補正の増でございます。それから17の庁舎整備基金、これは積立金を 1,797千円したというのと、18目の健康福祉総合センター建設基金費 343,000千円でございますけれども、これも福祉センター建設に替わる原資としての建設基金を創設して積立金を計上するということでの庁舎整備基金の組み換え分の 143,000千円と新規積立金の 200,000千円ということでの内容でございます。19目の交通教育研修センター建設基金費でございますけれども、これも60,000千円ということでの、これも先程から基金条例が可決しましたけれどもこのセンター建設に係る原資としての建設基金の創設の積立金ということでございます。自動車学校の基金の組み替え分でございます。

次の職員費の分の職員費 6,166千円でございますけれども、共済費が主なもので内退職手当組合の特別負担金 4,000千円が主なものでございます。

次の頁に災害復旧債 123千円ございます。これはお鳥の沢関連の執行残でございます。

以上が歳出の主なものであります。

次の歳入をご説明申し上げますので13頁をお開きください。13頁でございます。収入の主なものにつきましても支出の反対側と致しまして補助金等の決定されたものとを主に整理したというものがほとんどでございます。まず町税でございますけれども、2目の法人でございますけれども 4,017千円の現年の課税分の増でございます。これはお過年度事業分の修正申告によつての増額ということでございます。

次の消費譲与税、下の方にいきますけれども 3,403千円の消費譲与税でございます。これは国からの交付決定があつたのでこの分の増額を致しました。

次の頁でございますけれども、国有提供施設等の所在市町村助成交付金 672千円、これも国からの指定のあつた金額で、これを増額致しました。

地方交付税につきましては 200,260千円を増額致してございます。

次の15頁でございますが、農林水産業費の分担金でございます。2,613千円でございますけれども、道営中山間地域の分担で、繰越明許分が 6,000千円と 9年度分の減額が 3,387千円ということで 2,613千円の補正でございます。

次の11、使用料及び手数料の1目の総務使用料21,500千円でございますけれども減額、自動車学校の授業料等の増が 3,500千円、スコーレセンターの使用料がありまして差引きこのようになってございます。2つおいて4目の農業水産使用料、減額10,000千円でございますけれども、健康管理施設の使用料が利用者が少なかったということでの減額でございます。6土木使用料 2,700千円ですけれども、公営住宅の使用料が当初調定から増えたということでの増額でございます。次の頁の16頁でございますが7目の教育使用料 2,124千円の減額は、主なものはスキーリフトの使用料の 1,650千円が主なもので、あとそれぞれの減額ということでございます。

真ん中での今度国庫支出金の民生費の国庫負担金11,051千円でございますけれども、増でございます。主なものは4節の児童保護費負担金の保育措置負担金増10,733千円が主なものでございます。次に衛生費の国庫負担金の 2,435千円の減でございますけれども、これも主なものは保健事業負担金の減が主なものでございます。これも国庫補助金等の決定金額でございます。次の頁の17頁でございます。国庫補助金で民生費国庫補助金 941千円の減は、そこに主なものはデイサービスセンターの補助金 600千円が主なものでございます。これは運営費が 150千円に地方加算が 450千円ということになってございます。次の、目ではその3目の土木費の国庫補助金は差引きでは 216千円の増でございますけれども、内訳につきましてそれぞれ道路関係で 885千円の減額と、住宅費関係が 1,101千円ということで内容はそれぞれ項目多いですからお目通し願いたいと思います。

次の18頁でございます。民生費の、道支出金の民生費の道負担金でございますして 1,831千円の増となっておりますけれども、主なものは国庫支出金でもございましたが児童保育措置費の負担金増が 3,578千円と、減額になりますけれども進行性筋萎縮、これがなかったということの差引きで 1,831千円の補正増でございます。次の衛生費の道負担金でございますけれども 2,335千円ですけれども、主なものは保健事業の負担金が減額されたということでございます。次の道補助金の1目の総務費の道補助金でございますけれども 3,294千円の減でございますけれども、主なものは陶芸の里づくりの補助金が 2,600千円減ったというものが主なもので、その他に北の道しるべの補助金等も減っております。次の19頁でございます。中ほどに4目の農業水産業費の道補助金が 6,005千円の減額でございます。主なものは新生産調整推進の事業費の補助金、これが 3,918千円と一番下でございますけれども21世紀の農地パワーアップ事業の補助金減が大きなものでございます。下にいきまして3目の民生費の委託金 785千円、これが支出の5でも説明しましたが臨時福祉特別給付金の支給の事務の委託費としての金額、785千円の増でございます。

次の20頁でございます、財産貸付収入 981千円は土地貸付が12,000千円と建物貸付料の減で 219千円でこのようになってございます。次の不動産の売払収入 1,808千円の増でございますけれども、これは土地売払収入、土現ですとか町建へのそれぞれの町有地の売却代として 1,808千円でございます。

次の一番下の方ですけれども寄附金のなかで、総務費の寄附金でございます。これは生涯学習センターへの民間からの寄附金が1件ございました、800千円でございます。

次の頁の21頁でございます。繰入金関係でございますけれども、先程の支出の方と大体裏表だと思いますけれども、大きなものでは規調基金の繰入金、これは50,000千円の当初予定してましたけれども、これを崩さないで戻すということでのものがございます。次の5目の産業振興基金の繰入金これ 1,150千円、あと下の方について9目の自動車学校繰入金、これが60,000千円、これは先程説明したとおり交通教育研修センター建設基金への積み替えてございます。10目の庁舎整備基金の繰入金 143,000千円、これも健康福祉総合センター建設基金への積み替えてございます。

次の22頁でございます、中小企業特別融資貸付金の元利収入 6,045千円は元金利子をそれぞれ減額ということでございます。受託事業収入のなかの国民年金印紙の売りさばき手数料、売りさばきの「さばき」がちょっと違ってございますけれども、売りさばき手数料でございます。4,623千円の減額は売払代金等手数料がそれぞれ減ったということでございます。産炭地域振興臨時交付金でございますけれども、今回 37,488千円の増額となっております。これは特定公共事業ですとか、促進調整事業に関わるものでございます。次、雑入の中で 1,500千円減額になってございますけれども、主なものは5節の共通物品の売払収入が減ったのと、各種ガン検診、総合検診費用等の徴収金が減ったのと、乾草等のこの牧場関係の

売払収入等が減ったのが主なもの、次の頁にもうちょっとございますけども14節の用地の補償負担金等がこれが 895千円減ったのと、OA化推進関係で 2,898千円これが負担金が減りました。これと大きなのは19節で商工会館の建設費の負担金 6,334千円が増額ということでございます。備荒資金支消金の33,987千円でございますけども、これは昨年12月に補正をしました稲作緊急対策事業の補助金を充当するためにこの備荒資金の支消金を取り崩しました。これが33,987千円でございます。

次も町債でございますけども、23頁下でございます。総務債、これはそれぞれ次の24頁にもわたりますけども、それぞれ事業がいま 100%近く新築に伴うものの地方債、町債の整理整頓したものがここにそれぞれ費目毎に書いてございます。陶芸の里が 1,200千円の減、次の頁の24頁でございますけども衛生債で厚生病院が 1,600千円増、農林水産債で高台地区事業等給水関係で40,900千円の減、情報観光プラザが 8,500千円の減、土木債でそれぞれ道路橋梁がここに書いてございますけども、しめて都市計画、住宅債含めまして 4,700千円の増でございます。一般公共は 189,900千円の増、民生債が福祉バスの分が 1,300千円減、消防団防火水槽の整備が 1,100千円の減、沼中グラウンドの改修が 1,800千円増、それから臨時税収補填でございますけども、これは地方消費税の税収に対処するために政府資金を20年間借りて、内〜〜〜するということでございます、28,100千円の起債でございます。全額交付税で参入されることになってございます。

以上が収入の、ちょっと概略で申し訳ございませんが大ざっぱな説明でございます。尚、最後のほうにそれぞれ債務負担行為の章ですとか、地方債の分、それから補正予算の給与費明細等が書いてございますのでそれぞれお目通し願いたいと思います。

以上、雑駁でございますが補正予算の提案でございます。

(14時20分 橋場議員 退室)

(14時22分 橋場議員 入室)

(14時40分 谷口議員 退室)

(14時42分 谷口議員 入室)

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。9番。

○9番(野議員) 9番。頁数41頁、工事請負費の関係で観光情報プラザ12,746千円の減額の中身をちょっと教えて頂きたいのと、37頁農林関係で海外の研修費の 1,150千円が減額になっております。この減額の中身、必要がなければこういうの切っていく必要があるのかという感じもしましたので、この中身ちょっと教えてください。

○議長(吉尾政春議長) 産業課長。

○産業課長(矢野 潔課長) まず37頁の補助金の海外施設研修でございますけども、これにつきまし

ては産業振興基金の利息を運用致しまして、それぞれ研修を年次ごとに計画的に行なっているものでございます。本年は移動村づくりということで、これも定番になっておりますけども技術的な研修を含めて担い手が参向する予定でありましたけども、特に今年につきましては年度末定価下落等の関係もございまして今年に限り取りやめということに、中断ということになったわけでございます。

それから41頁の工事請負費でございますけども12,746千円、これにつきましては当初、ごめんなさい162,000千円ほどで本当は工事費を予定してございましたけども、入札による執行残でございます。以上でございます。

○9番（野議員） はい、わかりました。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 34、35。ガン検診の結核、肺ガン検診、それから住民検診委託料、それから総合検診委託料の減が2,080千円ですね、これは予定していた数より受診者がいなかったということなのかどうか、ちょっとお聞かせ頂きたい。

○議長（吉尾政春議長） 民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 質問のとおり予定、PRいろいろするんですけども、予定していたよりも受診者が少なかったということでの執行残です。

○2番（橋場議員） 人数でどのぐらいなのか。

○民生課長（半田昭雄課長） 人数ですか、〜〜あとで。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。11番。

○11番（山木議員） 11番。15頁のほろしん温泉、これは白樺館に方になると思うのだけでも、前年対比20%の収入減ということで減額補正をしているわけですけども、極めて大きな収入減になるんですけども、その辺の流れについてどのような認識をされて今後の対応がされようとしているのかちょっとお伺い致します。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 前年対比20%という数字、ちょっとどこから20%。

○11番（山木議員） この農業健康施設云々というのは、その白樺館のこと言うんでしょう。

○助役（西田篤正助役） あれですね、そうですね、農業健康管理施設の方ですね、これは要するにほたる館とその白樺館とのあんぶんの関係があるんですけども、現状はいろいろな機会にお願いしたり申し上げておりますように、ほたる館全体の収入、収益といいますか、収入といいますか、対前年比でかなり落ち込んでおります。それで近隣の各町村の施設も同じように落ち込んではいるんですけども、特に私どものほたる館はやっぱかなり影響が大きくて、現状現在の段階ではこれ位の減収になるだろう

という推測をさせて頂いております。対前年比よりも上回ったその金額で努力をしようということで目標を設定していたんですけども、それがやっぱり今のような状況のなかで非常に難しい状況にあるということでご理解頂きたいと思います。それで歳入がこれだけ減って支出が落ちてないという、また論議もあろうかと思いますが、これについては現在各セクションでそれぞれの節約に努め、できるだけ不用額を出すようにということで今懸命な努力をさせておりますので、3月のまた決算までにはできるだけその額を押さえ込んだ状態で決算を終えるようなことで進めたいと、そんなふうに思っております。状況としては非常にここでは10,000千円落ち込んでおりますし、スコーレセンターの方では25,000千円の落ち込みですから、合計しますと35,000千円の落ち込みということで、その案分の金額についてはそのやり方自体によっていろいろな係数の割り振りがあるものですから、総体で約35,000千円の落ち込みだということだけご理解を頂ければありがたいと、そのように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 他にありませんか。5番。

○5番（吉田俊一議員） 1点でございます、40頁の商工業の振興費で6,000千円減らしてありますが、これ商工費の6,000千円の減というよりもやっぱり町が特別融資されている中身で貸付している額の内容でなかろうかと思いますが、今現状どの程度の借入れがあつてどの程度貸付があるのか、そこ等辺の関係をちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 産業課長。

○産業課長（矢野 潔課長） 当初予算20,000千円を計上してございます。内、利用頂きまして14,000千円、概数でありますけども従いまして6,000千円の今回減額補正でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉尾政春議長） 5番。

○5番（吉田俊一議員） 一再一 わかりました。現状、どの程度借入れがあり、貸付をしていて、どの程度の人が借りているのかということを今お聞きしたんです。

○議長（吉尾政春議長） 産業課長。

○産業課長（矢野 潔課長） 当該年度の貸付では14,000千円の貸付でございます。従いまして当初20,000千円みておりまして、不用が6,000千円と、こういう執行状態でございます。

○議長（吉尾政春議長） 聞いているのはそういうことではなくて、件数だとそういうことなんですよ、おおよそ何件ぐらい借りているかということなんです。はい、産業課長。

○産業課長（矢野 潔課長） 大変申し訳ございません。補正の分についてはそういうような数字になっておりますけども、借入れ分の件数と総額についてはちょっと手持ち資料がございませんので、後程お伝えさせていただきます。

○議長（吉尾政春議長） 他にありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第12号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 休憩を致します。

14時58分

○議長（吉尾政春議長） 再開を致します。

15時46分

○議長（吉尾政春議長） 日程第14、議案第13号、平成9年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由について説明を求めます。和風園長。

○和風園園長（三上洋一園長） 議案第13号、平成9年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成9年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成10年3月5日提出、沼田町長名。

別冊、1頁をお願い致します。平成9年度沼田町養護老人ホーム（和風園）特別会計補正予算（第3号）。平成9年度沼田町養護老人ホーム（和風園）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,324千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197,370千円と定める。

2項については省略致します。

平成10年3月5日提出、沼田町長名。

（「説明省略」の声あり）

○和風園園長（三上洋一園長） よろしくお願ひ致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第13号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉尾政春議長) 日程第15、議案第14号、平成9年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園長。

○旭寿園園長(松田 剛園長) 議案第14号、平成9年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成9年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成10年3月5日提出、沼田町長。

恐れ入ります、別冊平成9年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算書の1頁をお開き頂きたいと思います。

平成9年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)。平成9年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ638千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258,617千円と定める。

2項については省略させていただきます。

平成10年3月5日提出、沼田町長。

(「異議なし」の声あり)

○旭寿園園長(松田 剛園長) よろしくお願ひ致します。

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第14号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第16、議案第15号、平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 議案第15号、平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成10年3月5日提出、沼田町長。

別冊の第4号でございます。平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。平成9年度沼田町国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,511千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 450,056千円と定める。ものでございます。

第2項は省略致します。

平成10年3月5日提出、沼田町長。

今回の補正につきましては年度末執行残の整理、それと変更申請等によります決算見込額、確定徴収によります補正が主なものでございます。

歳出から説明致します。

（「異議なし」の声あり）

○民生課長（半田昭雄課長） よろしくお願ひ致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第15号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第17、議案第16号、平成9年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 議案第16号、平成9年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。平成9年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成10年3月5日提出、沼田町長。

別冊の老人保健の第2号でございます。平成9年度沼田町老人保健特別会計補正予算（第2号）。平成9年度沼田町老人保健特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,893千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ796,116千円を定める。ものでございます。

第2項は省略させていただきます。

平成10年3月5日提出、沼田町長。

今回は医療費関係でございますけれども、決算見込み、確定通知等によりましての補正が主なものでございます。

歳出からでございますけれども7頁でございます。医療給付費でございますして28,893千円の減額をしてございます。これ医療費の支出が減ったということでございますけれども、決算によりまして今回減額させてもらうものでございます。

それから5頁の歳入でございます。1目の医療費交付金でございますして、補正額39,949千円の減額でございます。これも歳出に関係ござますけれども、確定通知によりまして医療費の交付金が減額になってございます。医療費の負担金1目でございますけれども、これも同じような考え方で決定見込額でございますして、減額に12,759千円が増えているわけでございます。それから道負担金でございます。補正額6,560千円、これも医療費の負担金でございますけれども決定見込額ということで決まった金額について補正をさせてもらってございます。それから一般会計の繰入金、6頁でございますけれども13,140千円の補正減をしてございます。これは一般会計の繰入金でございますして、減った分につきまして落とさせてもらってございます。それから1目の第3者納付金でございます。補正額4,877千円の増をしてございますけれども、これ第3者納付金ということで交通事故によります保険に払っていた分につきまして交通事故ということでございますから、その分が返納金ということで国保のほうに戻してございます。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第16号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第18、議案第17号、平成9年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（清水勝之課長） はい。議案第17号、平成9年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成9年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成10年3月5日提出、沼田町長。

別冊第4号でございます。1頁開いて頂きまして、平成9年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（第4号）。平成9年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 716千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 360,470千円と定める。

2項は省略致します。

平成10年3月5日提出、沼田町長。

（「異議なし」の声あり）

○水道課長（清水勝之課長） よろしくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第17号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第19、議案第18号、平成9年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（清水勝之課長） 議案第18号、平成9年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成9年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成10年3月5日提出、沼田町長。

別冊第3号でございます。1頁目、お開き頂きたいと思います。平成9年度沼田町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条 平成9年度沼田町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成9年度沼田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益事業で 3,548千円を減額し、250,642千円と致します。同じく事業費用についても同額でございます。

第3条 予算第4条本文括弧書中「20,094千円」を「19,587千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

これにつきましては資本的収入の補正はございませんで、資本的支出 507千円を減額し29,152千円とするものでございます。

第4条につきましては、70千円を減額して25,760千円。

第5条につきましては、5,554千円を減額し85,942千円。

更に第6条、972千円を減額し 2,998千円とするものでございます。

平成10年3月5日提出、沼田町長。

（「異議なし」の声あり）

○水道課長（清水勝之課長） よろしくお願ひ致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第18号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉尾政春議長) 日程第20、議案第26号、公平委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(篠田久雄町長) 議案第26号、公平委員会委員の選任についてでありますけれども、現在この常本幸一さんが公平委員を勤めて頂いておりますけれども、今月いっぱいをもって任期満了となるわけですが、引き続き常本幸一さんに公平委員をお願い致したいと、こういう内容でございます。尚、略歴につきましてはお目通しを頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は省略することに決しました。

本案について採決致します。お諮り致します。議案第26号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

○議長(吉尾政春議長) 以上で本日の日程は終了しました。本日はこれで散会致します。ご苦労さまでした。

16時02分

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員